

鳴門市障害者計画
第5期鳴門市障害福祉計画
第1期鳴門市障害児福祉計画

障がいのある人もない人も、ともに、
地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり



平成30年3月
鳴門市

はじめに

本市では、「障がいのある人もない人も、ともに、地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、障がい福祉施策の基本的方向を定める鳴門市障害者計画及び障害福祉サービスの提供体制の確保に関する第4期鳴門市障害福祉計画に基づき、障がい福祉施策を講じてまいりました。



両計画は、ともに平成29年度末を計画終期とすることから、障がい福祉施策の一層の充実に向け、鳴門市障害者計画及び第5期鳴門市障害福祉計画を策定いたします。

また、これまでの第4期鳴門市障害福祉計画では、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援についても位置づけておりましたが、平成28年5月に、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

こうした状況を踏まえ、本市では、新たに第1期鳴門市障害児福祉計画を策定し、障害児通所支援及び障害児相談支援に加え、障がいのある子どもへの発達支援、家族支援の充実等を定め、障がい児支援の強化を図ってまいります。

乳幼児期から高齢期に至るまで継続した支援体制を構築することにより、障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、各種施策を推進して参りますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました市民の皆様、障がい者支援関係者をはじめ、熱心にご審議をいただきました鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

鳴門市長 泉 理 彦

目次

第1編 総論	1
第1章 計画策定にあたって	3
1 計画の目的	3
2 計画の期間	3
3 「障がい者」の範囲	4
4 近年の法制度の整備状況	4
5 国の政策動向	5
第2章 障がい者数の推移と見通し	6
1 障害者手帳所持者数の推移	6
2 障害者手帳所持者の年齢構成	7
3 0～18歳の障害者手帳所持者数の推移	8
4 身体障がいの部位	9
5 精神通院自立支援医療の受給者数の推移	9
6 難病患者数の推移	10
7 計画期間内の障がい者数の見通し	11
第3章 市民や関係機関の意識・ニーズ	12
1 障がい者の生活課題や生活支援に関するニーズ	12
2 障がい児支援に関するニーズ	13
3 障がい者の社会参加施策に関する市民のニーズ	14
4 障がい者団体ヒアリングで出された意見	15
5 障がい者支援事業所等のヒアリングで出された意見	15

第2編 鳴門市障害者計画	17
第1章 計画の目的と期間	19
第2章 基本理念	20
第3章 施策推進の基本方針	21
1 障がい者への意思決定支援、権利擁護支援の推進	21
2 ライフステージに応じた切れ目のない支援	21
3 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の推進	21
第4章 基本目標と施策の体系	22
1 地域生活への支援	22
2 生きがい活動の促進	22
3 とともに支え合うまちづくり	22
第5章 分野別施策の推進	24
1 地域生活への支援	24
(1) 健やかな育ちと生活の支援	24
(2) 生活支援の充実	31
(3) 相談支援体制の充実	34
2 生きがい活動の促進	38
(1) 多様な社会参加の促進	38
(2) 就労支援・雇用の充実	40
3 とともに支え合うまちづくり	43
(1) 障がい者にやさしいまちづくりの推進	43
(2) 安全・安心の確保	46

第3編 第5期鳴門市障害福祉計画	49
第1章 計画の目的と期間	51
第2章 第4期鳴門市障害福祉計画活動指標の達成状況	52
1 成果目標の達成状況	52
(1) 施設入所者の地域生活への移行	52
(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	52
(3) 地域生活支援拠点等の整備	52
(4) 福祉施設から一般就労への移行	53
2 活動指標の達成状況	53
(1) 訪問系サービス	53
(2) 日中活動系サービス	54
(3) 居住系サービス	56
(4) 相談支援	56
(5) 地域生活支援事業	57
第3章 基本目標	60
1 自己決定の尊重と意思決定の支援、権利擁護支援の推進	60
2 ライフステージに応じたサービス提供体制の強化	60
3 地域生活への移行・定着の推進と就労支援の強化	60
第4章 成果目標	61
1 施設入所者の地域生活への移行	61
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	61
3 地域生活支援拠点等の整備	62
4 福祉施設から一般就労への移行	63
第5章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	64
1 サービスの種類	64
(1) 障害福祉サービス	64
(2) 地域生活支援事業	64
2 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策	65
(1) 障害福祉サービス	65

(2) 地域生活支援事業 74

第4編 第1期鳴門市障害児福祉計画 81

第1章 計画の目的と期間 83

第2章 第4期鳴門市障害福祉計画活動指標の達成状況 84

第3章 基本目標 86

1 専門性の高い療育の促進、支援体制の整備 86

2 家族支援の強化と地域社会への参加、包容の推進 86

第4章 成果目標 87

1 児童発達支援センターの設置 87

2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 87

3 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 87

4 医療的ケア児支援の協議の場の設置 88

第5章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策 89

1 障害児福祉サービスについて 89

2 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策 89

(1) 障害児通所支援 89

(2) 障害児相談支援 91

第5編 計画推進に向けて	93
第1章 計画の推進	95
1 円滑なサービスの実施	95
2 施策推進のための体制強化	95
第2章 計画の適切な評価・見直し	97
参考資料	99
計画策定の経過	101
策定・評価委員会運営要綱	102
策定・評価委員会委員名簿	103
鳴門市地域自立支援協議会 提言書	104

「障害」及び「障がい」の表記について

本計画では、「障害」及び「障がい」の表記について、下記のとおりとします。

- 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。
- 「法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称」や「組織名」、「事業等の固有名称」などについてはそのまま表記します。

第1編
総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画の目的

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、市町村は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することが規定されています。

このため、本市は、「鳴門市障害者計画」を策定して、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しているところです。

また、こうした施策のうち、主要な公的サービスは、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等（自立支援給付・地域生活支援事業）と位置づけられ、市町村や都道府県に実施が義務化されており、本市は、「第4期鳴門市障害福祉計画」にサービスごとの必要量の見込みと確保策を定め、円滑な提供に努めています。

なお、「鳴門市障害福祉計画」には、児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援についても位置づけてきましたが、平成29年の障害者総合支援法・児童福祉法の改正により、「障害児福祉計画」を定め、一層の強化を図っていくこととなりました。

「鳴門市障害者計画・第5期鳴門市障害福祉計画・第1期鳴門市障害児福祉計画」は、こうした流れを受けて、これまでの施策の成果と課題を受け継ぎつつ、本市の障がい者施策の新たな指針として策定するものです。

各計画は、「徳島県障がい者施策基本計画」を踏まえ、市政運営の基本方針である「鳴門市総合計画」及び福祉の理念計画である「鳴門市地域福祉計画」を上位計画として、「鳴門市子ども・子育て支援事業計画」、「健康なると21」、「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」他、関連計画との整合性を図りながら推進します。

2 計画の期間

計画期間は、「第5期鳴門市障害福祉計画」及び「第1期鳴門市障害児福祉計画」が、法令に基づき、平成30年度から32年度までの3年間、「鳴門市障害者計画」は、長期的な障がい者施策の方向を見据える必要があることから、平成30年度から35年度までの6年間とします。

計画期間

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
鳴門市障害者計画	→					
第5期鳴門市障害福祉計画	→					
第1期鳴門市障害児福祉計画	→					

3 「障がい者」の範囲

計画の対象となる「障がい者」は、障害者基本法第2条の規定に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）があり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

なお、社会的障壁とは、障がいがある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

4 近年の法制度の整備状況

わが国の障がい者関連法制度は、平成5年の障害者基本法施行を契機に、自立と社会参加を進める施策が進められ、平成18年の障害者自立支援法により、福祉サービスが飛躍的に普及しました。近年は、障害者権利条約の批准をめぐって、障がい者支援の国際水準を満たすよう、障害者差別解消法をはじめとする法制度整備が進んでいます。

近年の法制度整備の状況

時 期	項 目	備 考
平成5年(1993)	障害者基本法施行 (心身障害者対策基本法から移行)	身近な市町村を実施主体として在宅福祉サービスを拡充し、自立と社会参加を進める方向
平成7年(1995)	精神衛生法が精神保健福祉法に移行	精神障がい者を障がい者と位置づけ、医療・保健だけでなく福祉サービスの対象に
平成12年(2000)	社会福祉事業法が社会福祉法に移行	「措置」(行政処分)から「契約」への移行・自立支援をめざす福祉を規定。支援費制度(平成15~18年度)の根拠にも
平成17年(2005)	発達障害者支援法施行	発達障がいをはじめて定義し、支援の対象に
平成18年(2006)	障害者自立支援法施行	3障がい共通、就労支援の強化、地域生活への移行促進をめざし、国がサービスを義務的給付化
平成18年以降	障害福祉サービス事業所の普及拡大	全国的に、障害福祉サービスの提供量が飛躍的に拡大
平成19年(2007)	障害者権利条約に日本署名	以降、「合理的配慮」基準を満たすための法制度整備が進む
平成24年(2012)	障がい児支援の強化	就学前の児童発達支援、就学後の放課後等デイサービスにサービスを再編
	障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行	制度・サービスはほぼ踏襲するも、共生社会の実現を強調
	障害者虐待防止法施行	市町村障害者虐待防止センターの設置義務化など
平成25年(2013)	障害者権利条約を日本が批准	障害者差別解消法など、関連法を整備
	障害者優先調達推進法施行	障がい者就労施設等が供給する物品等の需要促進、受注機会確保を図る
平成28年(2016)	障害者差別解消法施行	「合理的配慮」の不提供の禁止が法定(公共機関は義務、民間は努力義務)
	成年後見制度利用促進法施行	成年後見制度の利用促進を図る
	障害者総合支援法・児童福祉法一部改正	障がい児福祉計画策定など障がい児支援の一層の強化をめざす
	改正発達障害者支援法施行	発達障がい者への一層の支援強化をめざす

5 国の政策動向

国では、平成25～29年度を計画期間とする「障害者基本計画（第3次）」に基づき、障がい者施策を推進しています。同計画は改定されると想定されますが、障害者権利条約批准に対応した上位計画として、踏まえておく必要があります。

障害者基本計画（第3次）の基本的な考え方

基本原則	(1) 地域社会における共生等
	(2) 差別の禁止
	(3) 国際的協調
各分野に共通する 横断的視点	(1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
	(2) 当事者本位の総合的な支援
	(3) 障がい特性等に配慮した支援
	(4) アクセシビリティの向上
	(5) 総合的かつ計画的な取り組みの推進

また、国では、市町村の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に対して「基本指針」を定めており、これに沿った計画策定が求められます。

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の国の基本指針（抜粋）

〔障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念〕

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

〔障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方〕

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進

〔障害福祉計画・障害児福祉計画がめざす目的〕

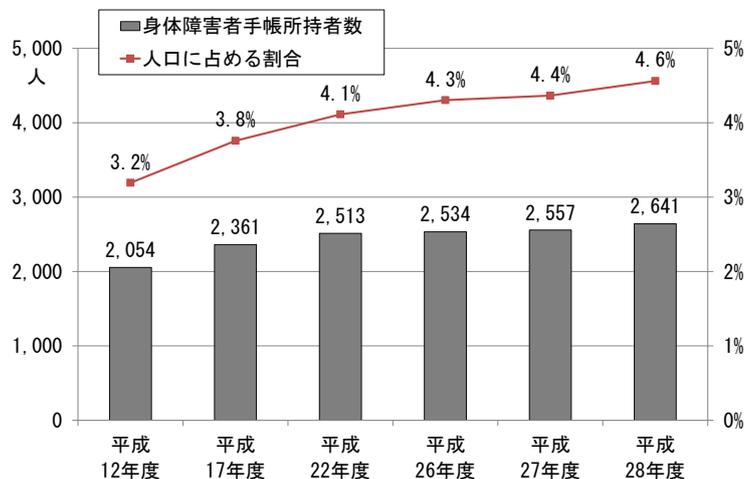
障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

第2章 障がい者数の推移と見通し

1 障害者手帳所持者数の推移

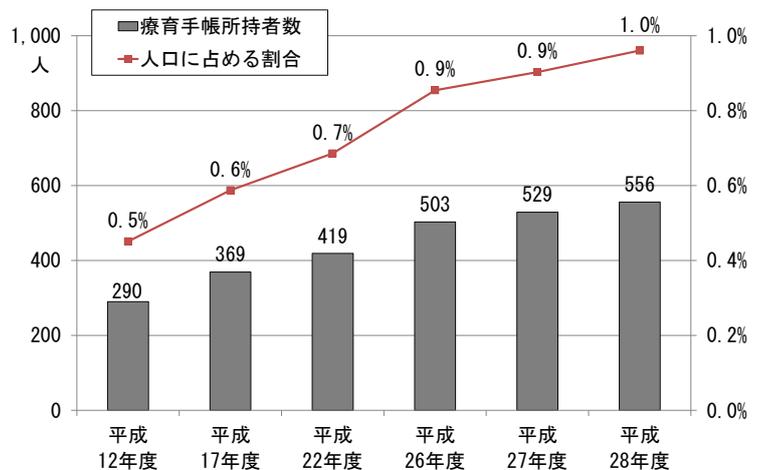
本市の平成28年度末の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳が2,641人、療育手帳が556人、精神障害者保健福祉手帳が437人で、人口に占める割合は、それぞれ4.6%、1.0%、0.8%となっています。所持者数、人口に占める割合ともに、いずれの手帳も増加傾向にあります。特に近年、精神障害者保健福祉手帳の所持者数、人口に占める割合の伸びが顕著です。

身体障害者手帳の所持者数の推移

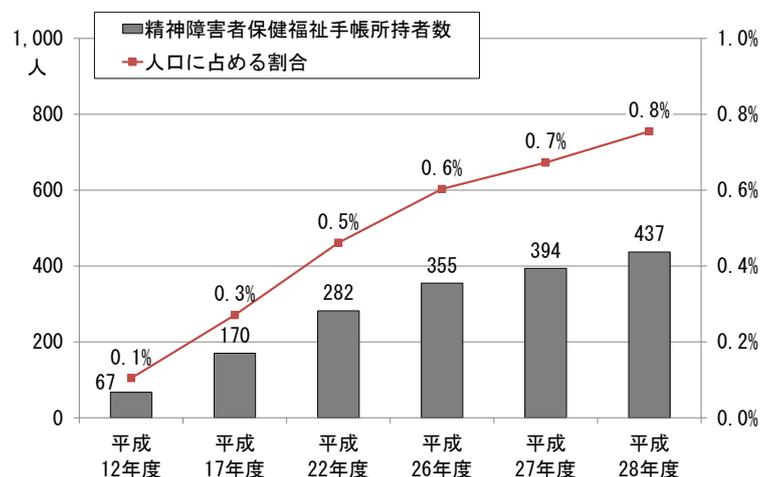


※各年度末。人口は、徳島県年齢別推計人口（国勢調査ベース）による。（以下同じ）

療育手帳の所持者数の推移



精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移



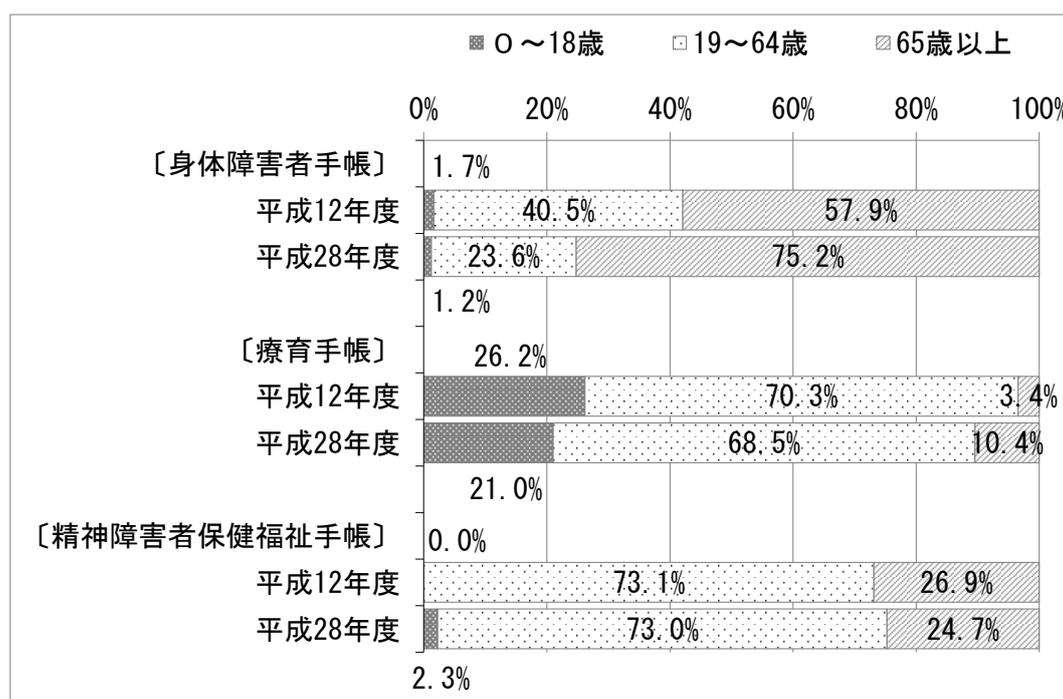
2 障害者手帳所持者の年齢構成

平成28年度末の障害者手帳所持者数の年齢構成をみると、身体障害者手帳所持者では75%が65歳以上で、平成12年度末と比較すると、高齢化が顕著に進んでいることがわかります。

一方、平成28年度末の療育手帳所持者の年齢構成は、0～18歳が21%、19～64歳が69%、65歳以上が10%となっており、比較的若い年齢分布となっていますが、平成12年度末と比較すると、やはり高齢化が進んでいます。

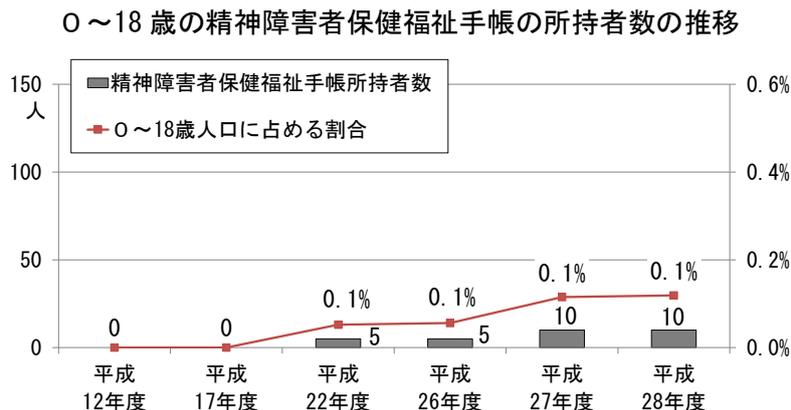
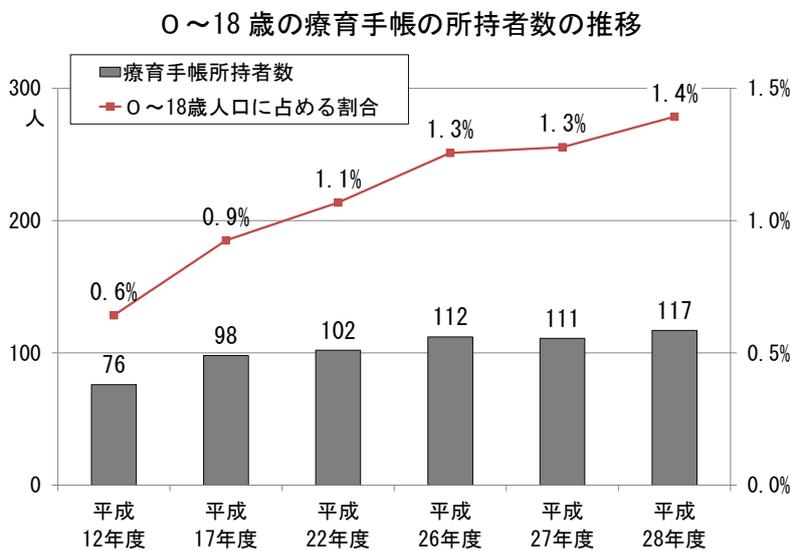
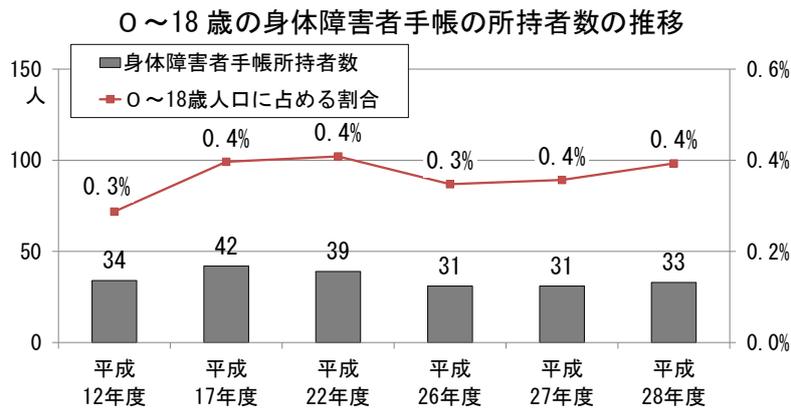
平成28年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢構成は、0～18歳はわずかで、19～64歳が7割強、65歳以上が2割強となっており、平成12年度末と大きな相違はありませんが、てんかんや自閉症などの発達障がいに関する理解が進んだこともあいまって、0～18歳の子どもも所持するようになりました。

障害者手帳所持者の年齢分布



3 0～18歳の障害者手帳所持者数の推移

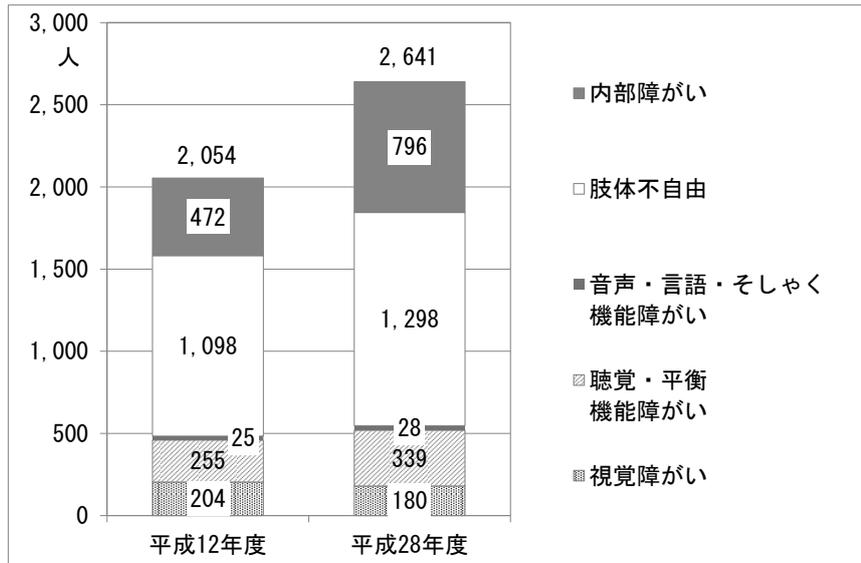
0～18歳の障害者手帳所持者数は、平成28年度末で、身体障害者手帳が33人、療育手帳が117人、精神障害者保健福祉手帳が10人であり、対象人口に占める割合は、それぞれ0.4%、1.4%、0.1%となっています。対象人口に占める割合は、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向で、身体障害者手帳所持者は横ばい傾向となっており、少子化により子どもの人口が減少していることから、身体障害者手帳所持者の人数は減少傾向、療育手帳所持者の人数は横ばい傾向となっています。



4 身体障がいの部位

平成28年度末の身体障害者手帳所持者2,641人の障がい部位別の内訳は、視覚障がい180人、聴覚・平衡機能障がい339人、音声・言語・そしゃく機能障がい28人、肢体不自由が1,298人、内部障がい796人となっており、平成12年度末との比較では、高齢化の進展とともに、内部障がいによる手帳所持者が大幅に増加しています。

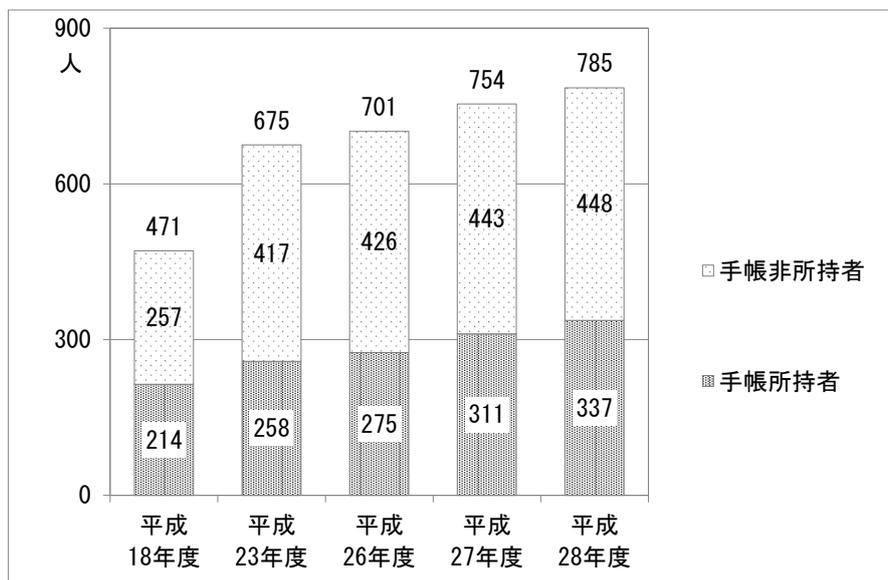
障がい部位別にみた身体障害者手帳所持者数



5 精神通院自立支援医療の受給者数の推移

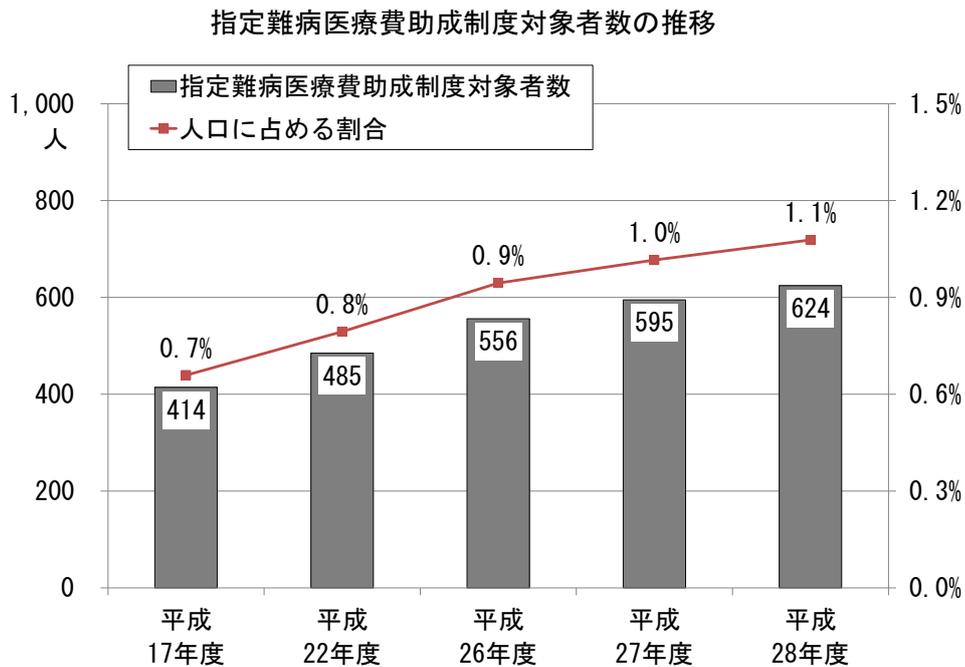
平成28年度末の精神通院自立支援医療の受給者数は785人で、年々増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳を所持していない受給者が半数以上にのびます。

精神通院自立支援医療の受給者数の推移



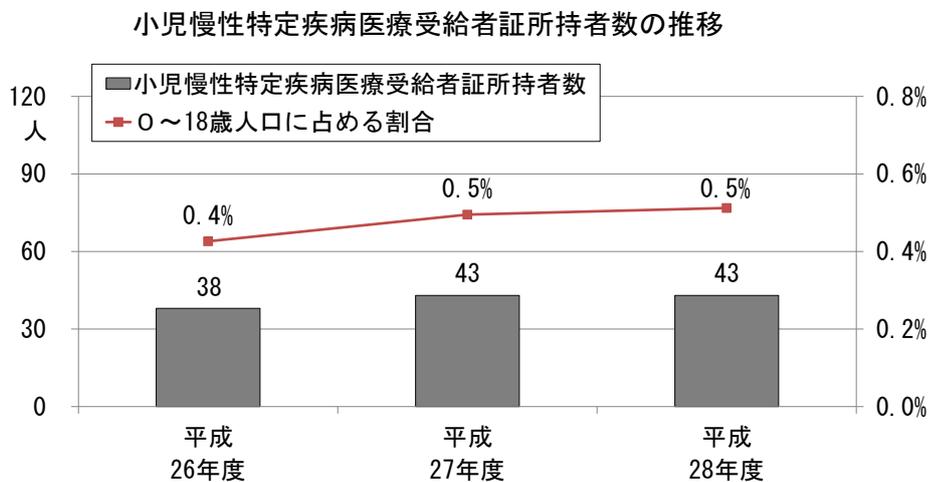
6 難病患者数の推移

平成28年度末の指定難病医療費助成制度対象者数、いわゆる難病患者数は624人で、人口に占める割合は1.1%であり、人数、割合とも年々増加傾向にあります。なお、指定難病医療費助成制度は、平成27年4月から対象疾患が拡大されており、それによる増加も含まれます。



※26年度以前は特定疾患医療費助成制度対象者数。

一方、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は、平成28年度末で43人、0～18歳人口の0.5%となっています。



7 計画期間内の障がい者数の見通し

障害者手帳所持者数について、平成11～28年度の実績値の推移から、平成35年度までを見通すと、平成35年度は、身体障害者手帳所持者が2,788人（平成29年度の4.7%増）、療育手帳所持者が639人（同12.5%増）、精神障害者保健福祉手帳所持者が524人（同16.7%増）になると想定されます。

なお、この推計は、0～6歳、7～18歳、19～64歳、65～74歳、75歳以上の年齢区分ごとに行い、身体障害者手帳、療育手帳を所持する障がい児については、今後の出生や転入出の動向に大きく左右されることから、同数で推移するものと設定しました。

また、難病患者数は、対象疾病が多岐にわたるため、詳細な将来推計は困難ですが、前頁にあるとおり、近年、増加傾向となっていることから、今後も増加していくものと考えられます。

障害者手帳所持者数の見通し

〔身体障害者手帳〕

	0～6歳	7～18歳	19～64歳	65～74歳	75歳～	合計
平成29年度	4	29	617	659	1,353	2,662
平成30年度	4	29	612	669	1,369	2,683
平成31年度	4	29	607	679	1,385	2,704
平成32年度	4	29	602	689	1,401	2,725
平成33年度	4	29	597	699	1,417	2,746
平成34年度	4	29	592	709	1,433	2,767
平成35年度	4	29	587	719	1,449	2,788

〔療育手帳〕

	0～6歳	7～18歳	19～64歳	65～74歳	75歳～	合計
平成29年度	20	97	388	51	12	568
平成30年度	20	97	395	54	14	580
平成31年度	20	97	402	57	16	592
平成32年度	20	97	409	60	18	604
平成33年度	20	97	416	63	20	616
平成34年度	20	97	423	66	22	628
平成35年度	20	97	429	69	24	639

〔精神障害者保健福祉手帳〕

	0～6歳	7～18歳	19～64歳	65～74歳	75歳～	合計
平成29年度	0	12	322	81	34	449
平成30年度	0	14	325	86	36	461
平成31年度	0	16	328	91	38	473
平成32年度	0	18	331	96	40	485
平成33年度	0	20	334	101	42	497
平成34年度	0	22	337	106	44	509
平成35年度	0	24	343	111	46	524

第3章 市民や関係機関の意識・ニーズ

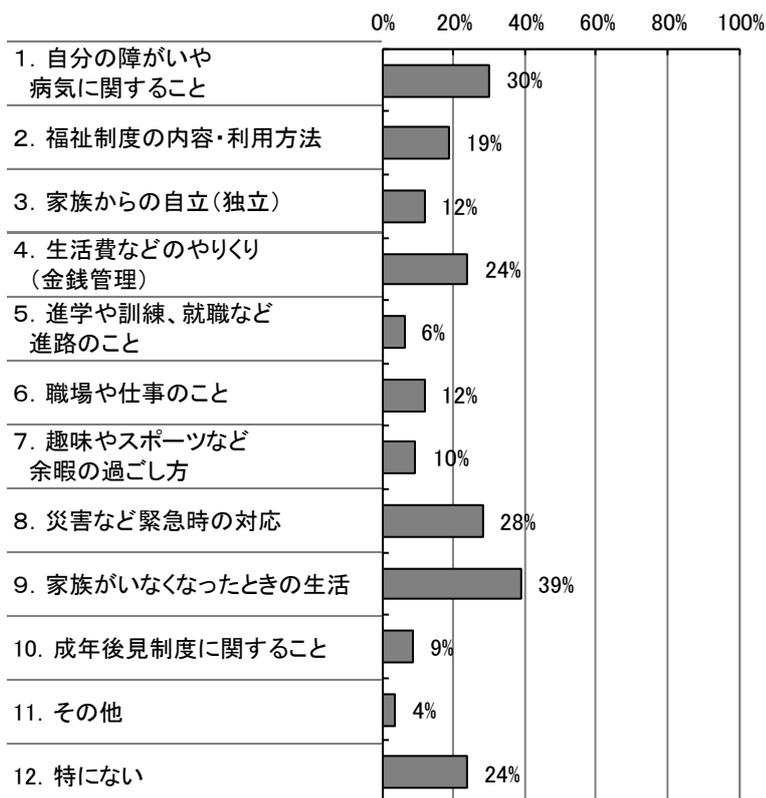
本計画を策定するための基礎資料とするため、障がい者、障がい児、市民を対象に平成28年12月にアンケート調査を実施しました。また、平成29年5～6月に、障がい者団体4団体、障がい者支援に関係する11法人にヒアリング調査を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

アンケート調査の実施状況

調査票の種類	対象	配布数	回収数	回収率
福祉に関するアンケート調査 (障がい者用調査)	中学生以上 70 歳未満の障がい者(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者または精神通院自立支援医療の受給者)	2,062	975	47.3%
子どもの発育・発達に関するアンケート調査 (子ども用調査)	小学生以下の障がい児または発達・発育に不安のある子ども(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者または障害児通所支援を受給している子ども)	188	93	49.5%
障がい者福祉に関するアンケート調査 (市民用調査)	一般市民から 750 人を無作為抽出	750	260	34.7%

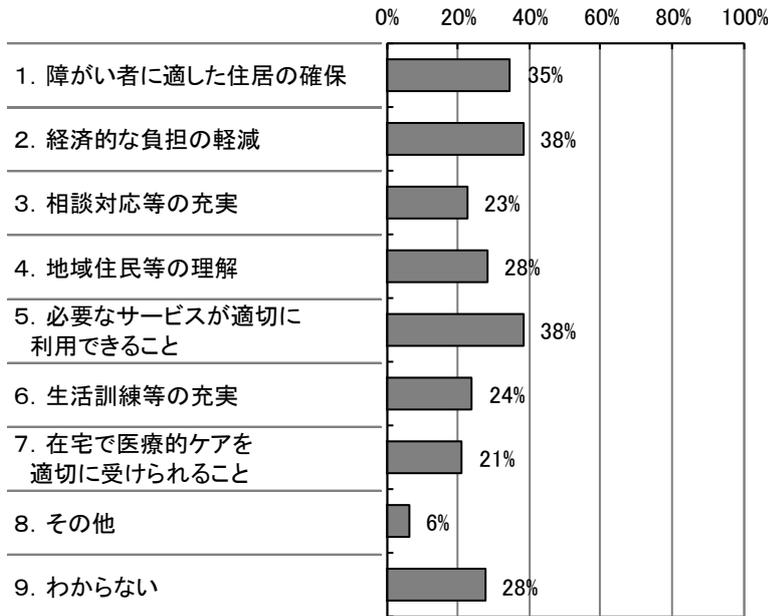
1 障がい者の生活課題や生活支援に関するニーズ

悩んでいることや、わからないで困っていること (障がい者用調査)



障がい者が悩んでいることや、わからないで困っていることについては、「家族がいなくなったときの生活」が39%で最も多く、次いで「自分の障がいや病気に関すること」が30%、「災害など緊急時の対応」が28%、「生活費などのやりくり(金銭管理)」が24%などとなっています。こうした悩みを軽減していく支援が求められます。

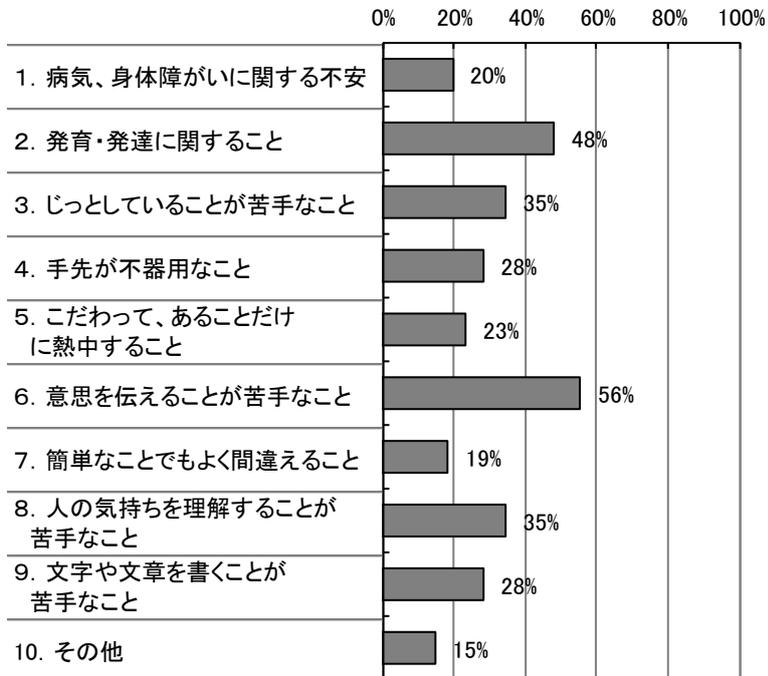
地域で生活するために必要な支援（障がい者用調査）



障がい者が地域で生活するための支援については、「経済的な負担の軽減」と「必要なサービスが適切に利用できること」がともに38%で最も多く、次いで「障がい者に適した住居の確保」が35%となっており、これらの充実が望まれます。

2 障がい児支援に関するニーズ

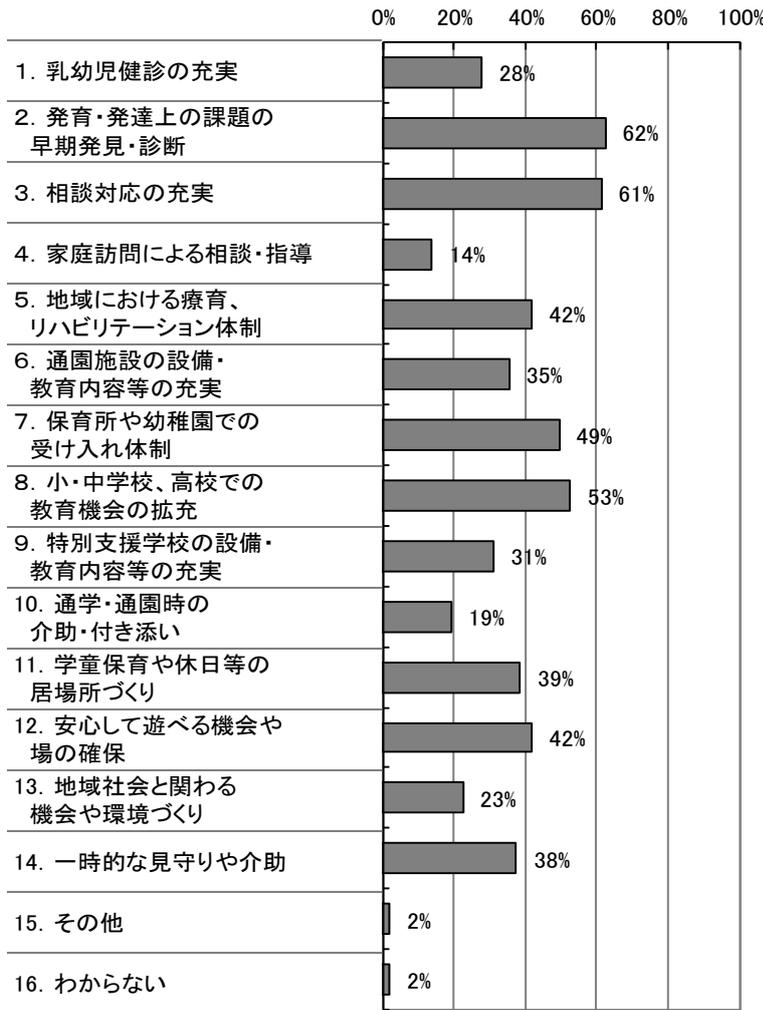
発育・発達に関することで気になること（子ども用調査）



子どもの発育・発達に関することで気になることの内容は、「意思を伝えることが苦手なこと」が最も多く、次いで「発育・発達（少食・偏食、身辺自立、歩行や発語が遅いなど）に関すること」となっていますが、9つの選択肢で回答が分散しており、気になることは一人ずつ多様に異なることがわかります。

子どもたち一人ひとりの状況にあわせ、きめ細かく支援していくことが求められます。

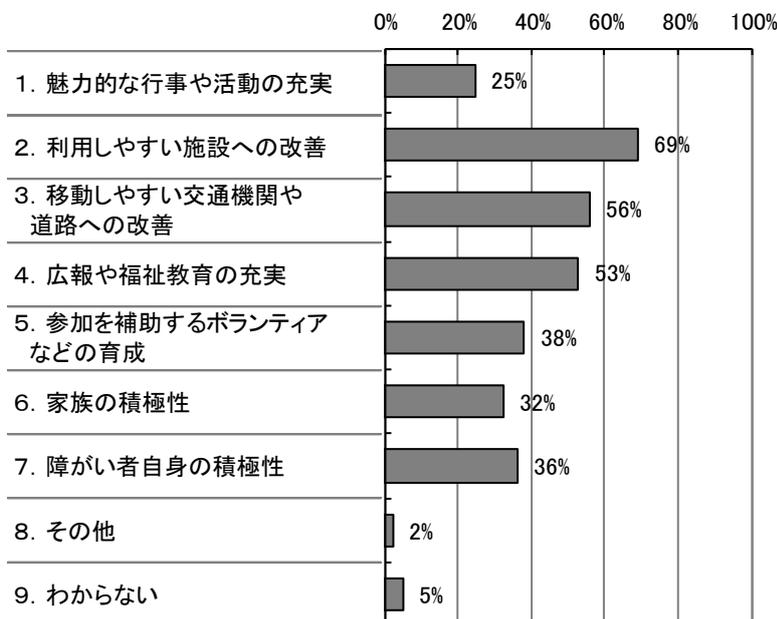
発育・発達上の支援施策に関するニーズ（子ども用調査）



発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で、特に重要と思うものは、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」と「相談対応の充実」の2項目がともに6割強と最も多くなっていますが、多くの項目にニーズが分散しており、それぞれ強化していくことが求められます。

3 障がい者の社会参加施策に関する市民のニーズ

障がい者の社会参加促進施策（市民用調査）



障がい者の社会参加促進施策については、「利用しやすい施設への改善」が約7割で最も多く、次いで「移動しやすい交通機関や道路への改善」、「地域の人たちが障がいのある方を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」となっています。こうした声を参考に、社会参加促進施策を引き続き推進していくことが求められます。

4 障がい者団体ヒアリングで出された意見

障がい者団体ヒアリングで出された主な意見

- ◆ 障がい者団体の会員数が減少している。活動は有益であり、参加促進に市も協力してほしい。
- ◆ 災害時の避難や避難生活への不安は大きい。
- ◆ 障がい者団体の活動場所の充実を。
- ◆ グループホームが不足している。

5 障がい者支援事業所等のヒアリングで出された意見

障がい者支援に関係する11法人へのヒアリングで出された主な意見

- ◆ 大きな課題として職員の確保、定着がある。給与額、休日数は水準を満たしていると考えるが、若い職員の離職率は高い。
- ◆ 障がい者の支援ニーズにあわせ、制度を柔軟に運用してほしい。
- ◆ 移動支援、行動援護、短期入所、生活介護、入所施設が不足。
- ◆ 指定特定相談支援・指定障害児相談支援の円滑な実施への配慮を。
- ◆ 専門性を確保した療育・発達支援が重要。
- ◆ 鳴門市の障がい児者に対する医療的ケアの強化は課題。
- ◆ 障がい児支援に関する関係者間の協議の場があるとよい。
- ◆ 発達障がい者・精神障がい者・高齢障がい者の就労に関する理解を広げていくことが必要。

第2編
鳴門市障害者計画

第1章 計画の目的と期間

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するため、市政全般にわたる障害者計画を策定します。

計画期間は、平成30～35年度の6年間とします。



第2章 基本理念

本市は、『障がいのある人もない人も、ともに、地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり』を基本理念に、障がいがあっても自らの生活について、障がい者自身が選択し、決定する「自己選択・自己決定」を最大限に尊重するとともに、障がい者が必要な支援を受け、安心して地域で生活できる社会の実現をめざします。

基本理念

**障がいのある人もない人も、ともに、
地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり**



第3章 施策推進の基本方針

障がい者施策を推進していく基本方針として、以下の3つを位置づけます。

1 障がい者への意思決定支援、権利擁護支援の推進

障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、自己選択・自己決定を最大限に尊重するとともに、必要に応じて意思決定や権利擁護に関する支援を行います。

また、障がいを理由とする差別の解消、障がい者虐待の防止、養護者への支援の強化に取り組みます。

2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

障がいや発達に課題のある子どもについては、早期発見・早期療育により障がいの程度に応じたきめ細かな支援や教育を行います。さらに、障がい特性や個々のニーズに応じた日中活動または就労を通し社会参加を促進し、障害福祉サービス利用者の介護保険サービスへの移行または併用など適切な支援を継続します。

障がい者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・教育・就労・高齢者福祉分野及び障がい福祉分野が相互に関係を深めながら、一貫した支援体制の整備を図ります。

3 誰もが安心して暮らせる地域共生社会の推進

高齢者、障がい者、子ども等、対象者ごとに公的な支援制度が整備され、公的支援の充実が図られてきたものの、障がいのある子と介護を要する親の世帯への支援や、精神疾患患者、難病患者等、障がい福祉分野以外にも複合的な課題を抱える対象者や世帯への包括的な支援が課題となっています。

また、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、年齢や障がいの有無に関わらず、自分らしく活躍し、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、地域包括ケアシステムを構築し、「地域共生社会」をめざします。

第4章 基本目標と施策の体系

『障がいのある人もない人も、ともに、地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり』を基本理念に、「地域生活への支援」、「生きがい活動の促進」及び「ともに支え合うまちづくり」の基本目標達成に向けて、障がい者が必要な支援を受け安心して生活できるよう、各種施策の推進に取り組みます。

1 地域生活への支援

障がい児・者の地域生活を支援するため、「健やかな育ちと生活の支援」、「生活支援の充実」、「相談支援体制の充実」に取り組みます。

「健やかな育ちと生活の支援」では、障がいや発達の遅れのある子どもを早期に発見し、早期療育、きめ細かな保育、特別支援教育につなげるとともに、重症心身障がい児を含むすべての障がい児に適切なケアを提供し、健やかな育ちを支援します。また、中途障がいの原因となる疾病等の予防を図る保健・医療の的確な提供に努めます。

「生活支援の充実」では、障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な福祉サービスを提供し、障がい者一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を図るとともに、福祉事業所の人材の確保とサービスの向上を図ります。

「相談支援体制の充実」では、関係機関が連携した相談活動の充実に努め、権利擁護、差別解消及び虐待防止の推進を図ります。

2 生きがい活動の促進

障がい者の生きがい活動を促進し、一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限に活かすため、「多様な社会参加の促進」、「就労支援・雇用の充実」に取り組みます。

「多様な社会参加の促進」では、コミュニケーション支援や移動支援など、社会参加につながる支援を充実するほか、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動への参加を促進していきます。

「就労支援・雇用の充実」では、民間事業所での雇用を積極的に促進し、障がい者の就業の拡大を図るとともに、一般企業への就職が困難な方への福祉的就労の場の確保・充実を図ります。

3 とともに支え合うまちづくり

ともに支え合うまちを実現するため、「障がい者にやさしいまちづくりの推進」、「安全・安心の確保」に取り組みます。

「障がい者にやさしいまちづくりの推進」では、福祉教育や市民のふれあいを強化し、

市民の障がいへの正しい理解を図るほか、ユニバーサルデザインの推進、まちづくり活動への参画の促進を図ります。

「安全・安心の確保」では、防災・防犯対策の推進を図るとともに、地域ぐるみの見守りネットワークの強化に努めます。

施策の体系

基本目標	施策の分類	基本施策
1 地域の生活への支援	(1) 健やかな育ちと生活の支援	① 疾病予防・障がいの早期発見 ② 早期療育の充実 ③ 障がい児保育・就学前教育の充実 ④ 特別支援教育の充実 ⑤ 地域医療体制の充実
	(2) 生活支援の充実	① 在宅生活への支援の充実 ② 日中活動への支援の充実 ③ 居住の場への支援の充実 ④ 福祉人材の確保とサービスの向上
	(3) 相談支援体制の充実	① 相談体制の充実 ② 権利擁護の推進 ③ 差別解消及び虐待防止の推進
2 生きがい活動の促進	(1) 多様な社会参加の促進	① 円滑なコミュニケーション支援の充実 ② 移動支援の充実 ③ 生涯学習の推進 ④ スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進
	(2) 就労支援・雇用の充実	① 一般就労の促進 ② 福祉的就労の促進
3 まちづくりとともに支え合う	(1) 障がい者にやさしいまちづくりの推進	① 障がい理解の促進と福祉教育の推進 ② ふれあいの促進 ③ ユニバーサルデザインの推進 ④ まちづくり活動への参画の促進
	(2) 安全・安心の確保	① 防災・防犯対策の推進 ② 見守りネットワークの推進

第5章 分野別施策の推進

1 地域生活への支援

(1) 健やかな育ちと生活の支援

① 疾病予防・障がいの早期発見

〔現状と課題〕

本市の母子保健・子育て支援は、妊娠期から継続した相談や健康診査、家庭訪問等、母子保健法に基づく事業を実施しており、平成27年10月からは、母子保健コーディネーターが健康や子育てに関する悩みなどにきめ細かく対応していく「子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボラ）」を設置し、一層の強化を図りました。これらの重層的な事業の中で、発育・発達の遅れや障がいを早期に発見し、療育につなげています。

また、疾病等による中途障がいを予防するため、健康診査や家庭訪問、健康教室など、健康増進事業・介護予防事業を実施しながら、市民の主体的な健康づくり活動を支援しており、これらを継続し、疾病・障がいの予防、早期発見、早期治療・リハビリテーションを図る必要があります。

〔施策展開の方向〕

今後も、きめ細かな母子保健事業、子育て支援事業を引き続き推進し、乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期療育及び保護者の育児不安の軽減を図っていきます。

また、市民の主体的な健康づくりを支援し、疾病や障がいの予防と心身機能の維持・増進を図るため、健康増進事業及び介護予防事業を推進します。特に、生活習慣病予防対策や重症化予防、不安、ストレスなどのメンタルヘルス対策に重点的に取り組んでいきます。

② 早期療育の充実

〔現状と課題〕

発達支援の必要な児童に対する早期療育に向けて、障がいの早期発見や保護者への対応のため、本市では、臨床心理士等による発達相談・育児相談、小児神経学を専門とする小児科医等が保育所を巡回して相談する「子育て支援体制整備事業」を実施しています。また、3～5歳児を対象に鳴門教育大学と連携した定期教育相談及び4～5歳児を対象に発達障がい児支援に特化した「子どもの発達支援事業」の実施や、「子育て世代包括支援センター（鳴門市版ネウボウ）」による相談対応など、子どもの発達について保護者の理解を促しながら、早期療育につながるよう取り組んでいます。

支援を必要とする子どもの保護者の中にはこれらの事業への参加が得られにくい、保護者支援に相当な期間を要するなど、早期療育につながりにくいという課題があります。さらに、療育の効果をより高めるためには、療育機関及び家庭、利用する保育・教育機関などが連携し、ともに取り組むことが必要です。

〔施策展開の方向〕

早期療育は、機能の改善及び子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すために重要であり、療育機関を中心に家庭及び関係機関が連携し効果的な実施に努めます。

また、保育・教育機関の職員の研修受講支援による発達支援の向上及び保護者理解の促進を通して、早期療育をはたらきかけていきます。

発達支援の必要性を認識できていない保護者については、家庭訪問や医療機関の健診受診状況の確認など、母子保健施策による保護者支援を行い理解を促します。

児童発達支援については、「市内への児童発達支援センターの設置」が全国的に求められており、本市においても、事業者に設置をはたらきかけていきます。

③ 障がい児保育・就学前教育の充実

〔現状と課題〕

保育所（園）、認定こども園、幼稚園については、障がいや発達の遅れのある乳幼児に適切な保育・教育ができるよう体制づくりに努めるとともに、保育所巡回相談事業や児童発達支援事業所等による保育所等訪問支援により、保育・就学前教育の質の向上や、保護者支援の強化を図りながら、障がいのある子もいない子もともに地域で育てる環境づくりに努めています。

また、児童クラブにおいても、円滑な障がい児の受け入れを推進しており、放課後等デイサービスの利用も増えてきています。

障害児保育事業補助金の対象者数の推移

	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
対象者数	11人	7人	10人

児童クラブの支援児童数の推移

	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
年間平均登録児童数	558人	605人	650人
うち支援児童数	27人	30人	36人

幼稚園の特別支援加配の配置数の推移

平成25年度 実績	平成26年度 実績	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績
20人	20人	23人	23人	21人

〔施策展開の方向〕

保育所巡回相談事業や保育所等訪問支援を引き続き推進しながら、障がいのある子もいない子もともに地域で育てる保育・就学前教育を推進します。

また、児童クラブでの障がい児の受け入れの継続や、放課後等デイサービスの専門性の向上を図っていきます。

④ 特別支援教育の充実

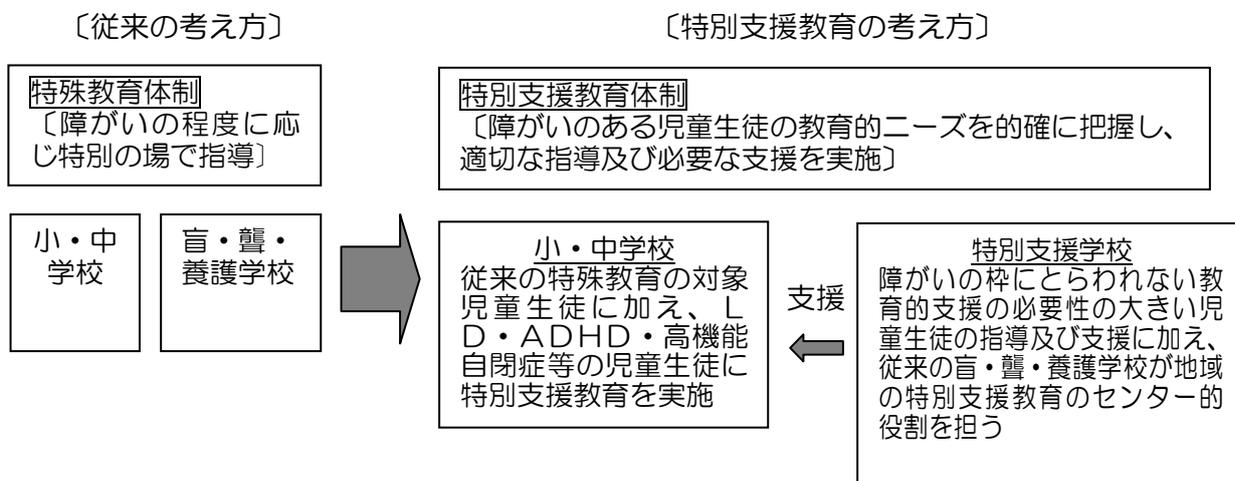
〔現状と課題〕

平成19年度から、盲・聾・養護学校と小中学校の特殊学級という障がい児教育のあり方が見直され、教育や療育に特別のニーズのある子を含めた「特別支援教育」が本格実施されて、10年が経過しました。

本市では、児童・生徒の障がいの状態に応じて適切な指導や必要な支援を行うために、小・中学校に特別支援学級を設けており、在籍児数は年々増加傾向にあります。一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、教育支援委員会を設置し、保護者との相談を重視した早期支援を行っています。また、学習や生活支援を行う特別支援教育支援員や特別支援教育サポーター(学生ボランティア)を配置しています。

市民アンケート(子ども用調査)の結果、「先生の障がいに関する知識や経験、理解が十分でない」、「コミュニケーションがとりにくい」といった声も上がっており、特別な支援を必要とする子どもの増加に加え、障がいの内容や必要な支援も多岐にわたるため、一層の専門性の強化を図っていくことが求められます。

特別支援教育の考え方



小・中学校の特別支援学級の児童・生徒在籍数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
126 人	142 人	157 人	177 人	190 人

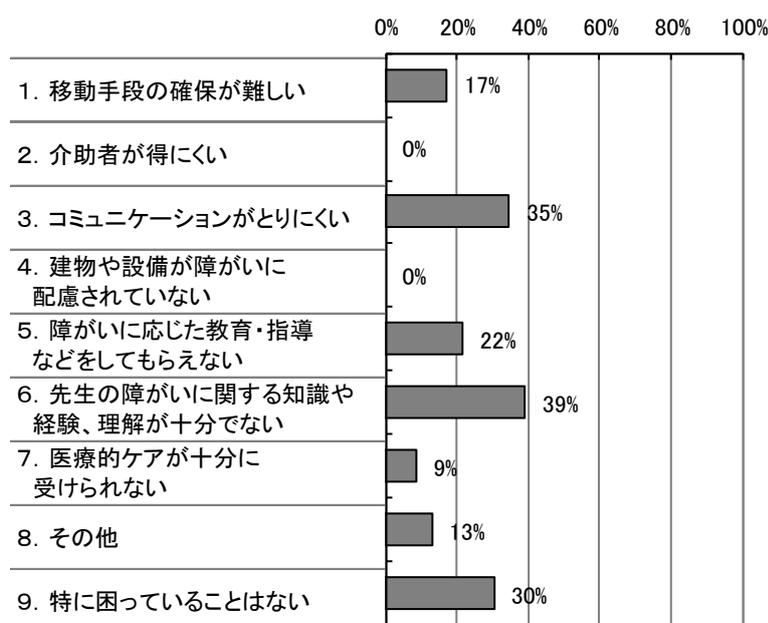
小・中学校の特別支援教育支援員の配置数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
15 人	15 人	16 人	17 人	19 人

幼稚園・小・中学校の特別支援教育サポーターの配置数の推移

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
67 人	50 人	59 人	46 人	11 人

学校のことで困っていること（子ども用調査）



学校のことで困っていることについては、「先生の障がいに関する知識や経験、理解が十分でない」が39%で最も多く、次いで「コミュニケーションがとりにくい」が35%となっています。
こうした声を受けて、教育現場での合理的配慮を一層進めることが求められます。

〔施策展開の方向〕

学校が主体となって児童・生徒一人ひとりの指導を行うためのきめ細かい計画である「個別の指導計画」や、学校、保護者と保健、福祉の各関係機関が連携しながら、中・長期的視点で一貫して的確な支援を行うための「個別の教育支援計画」に基づき、多面的なチームケアによる特別支援教育を推進していきます。そのため、教職員等の特別支援教育に関する知識・技術の向上を図り、発達に関する相談・支援の充実に努めます。

また、今後も引き続き、学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実などに努めていきます。

⑤ 地域医療体制の充実

〔現状と課題〕

障がい者の医療・医学的リハビリテーションについては、妊娠・出産期の母子の障がいの予防・軽減に向けた周産期や乳幼児期の医療、様々な症状の障がい児・者への対応、交通事故等による中途障がい軽減のための救急医療等を充実していくことが求められます。

また、重度心身障害者等医療費助成制度や自立支援医療をはじめとする医療費助成制度の継続的な実施が求められます。

さらには、医療的ケア児・者への支援の強化を図っていくことが求められます。

アンケート回答者の医療的ケアの状況（障がい者用調査）

	総計	
	人数	割合
1. 服薬管理	256	26%
2. ストマ（人工肛門・人工膀胱）	18	2%
3. 透析	61	6%
4. 吸入	6	1%
5. 吸引	7	1%
6. 胃ろう・腸ろう	4	0%
7. 鼻腔経管栄養	3	0%
8. カテーテル留置	10	1%
9. 気管切開	3	0%
10. 中心静脈栄養（IVH）	0	0%
11. 人工呼吸器（レスピレーター）	2	0%
12. その他	50	5%
13. 受けていない	454	47%
無回答	147	15%
合計	975	100%

アンケート回答者（障がい者）は、「透析」、「ストマ」、「カテーテル留置」などを、表の人数の方が受けています。

受けている人数は少ないものの、こうした医療的ケアを必要とする障がい者が地域で暮らすことができるよう、支援を強化していくことが求められます。

アンケート回答者の医療的ケアの状況（子ども用調査）

	総計	
	人数	割合
1. 受けている	3	3%
2. 以前、受けたことがある	6	6%
3. 受けたことはない	84	90%
無回答	0	0%
合計	93	100%

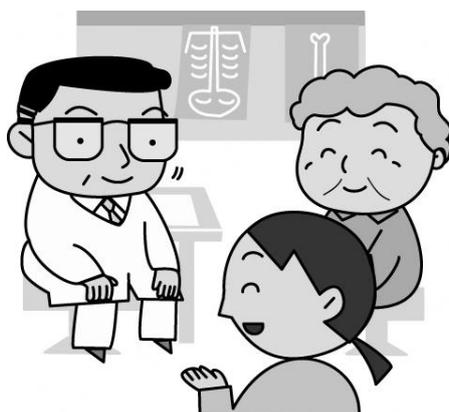
アンケートの回答者（子ども）93人のうち、経管栄養、吸引、吸入、人工呼吸、導尿などの「医療的なケア」を受けている回答者は3%（3人）、「以前、受けたことがある」は6%（6人）となっています。

〔施策展開の方向〕

「鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例」に基づき、関係機関と連携しながら、予防医療・リハビリテーションの充実、障がいのある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。

また、医療費負担の軽減を図る事業を推進します。

医療的ケア児・者への支援の強化に向けては、障がいの程度に関わらず必要とするサービスを利用しながら、地域で安心して暮らせるよう、専門的支援の提供体制整備について、保健・医療・福祉の連携強化を図る「医療的ケア児支援の協議」を行い、医療機関に入院している医療的ケアを必要とする重症心身障がい児・者の、円滑な在宅への移行や早期療育支援など地域の受け入れ体制の整備に努めます。



(2) 生活支援の充実

① 在宅生活への支援の充実

〔現状と課題〕

在宅生活での障がい者本人の生活の質（QOL）を高めるとともに、家族の介護負担の軽減を図るため、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等、在宅生活への支援の拡充に努めています。

今後も、多様なニーズに応じたサービスの充実を図っていくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

障害者総合支援法に基づく在宅生活支援の充実に努めながら、特別障害者手当をはじめとする各種手当・年金、税や利用料の特別措置など、経済的支援制度の周知と利用促進に努めます。

特に、緊急時や介護負担の軽減を図るため、必要とする時、容易に利用できる短期入所（ショートステイ）の拡充をはたらきかけていくとともに、心身障害児（者）在宅介護支援事業（レスパイト事業）の利用を促進します。

② 日中活動への支援の充実

〔現状と課題〕

障がい者が住み慣れた地域で生活を継続していくためには、能力の維持や機能の向上をしていくことが重要です。

日中、活動することにより、生活リズムを整え、創作・生産活動への参加や支援者・利用者との交流など日常的な体験を通して、意欲の向上及び生活のハリを保つことにつながります。また、運動不足や肥満解消に向けた外出支援や体力づくりにも取り組む必要があります。

日中活動の場として、地域活動支援センターのほか、障がい児などが療育を受ける児童発達支援や放課後等デイサービスを行う事業所、生活介護や生活訓練を行う事業所などがありますが、児童発達支援事業所及び特別支援学校卒業後の進路として重要な生活介護事業所は不足しており、一層の充実が求められます。

〔施策展開の方向〕

より対象者に応じた支援を提供するため、サービス提供事業所と関係機関との連携の強化や多様な事業所の参入促進など、サービス提供体制の充実に努めます。

③ 居住の場への支援の充実

〔現状と課題〕

居住の場への支援には、「施設入所支援」、「共同生活援助（グループホーム）」、「福祉ホーム」と一般住宅施策があります。

居住施設の充実を促進するとともに、施設入所支援利用から在宅やグループホーム・福祉ホームでの生活への移行を図っていくことが求められます。

一般住宅施策については、今後も、障がい者が生活する住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが求められます。また、家主の偏見などにより、障がい者が住宅賃貸に困難をきたすことがないように、支援していくことが重要です。

〔施策展開の方向〕

障害福祉サービスの居住系サービスは、障がい者が地域で安心して生活していくために重要であり、ニーズに応じた確保を図り、地域生活への移行を支援していきます。

特に、グループホームが不足しているという声があることから、その拡充についてはたらきかけるとともに、自立生活援助サービスの提供体制の確保に努めます。

また、住宅改修や重度身体障害者住宅改造費助成事業などの利用を促進し、民間住宅のバリアフリーに努めます。

公営住宅については、住宅困窮者のセーフティネットとして、「鳴門市公営住宅長寿命化計画」に基づき、必要な戸数の維持管理を図り、改修の際にはバリアフリー、ユニバーサルデザインの適用に努めます。

また、障がい者の住宅賃貸契約を支援する「居住サポート事業」を推進していきます。

④ 福祉人材の確保とサービス向上

〔現状と課題〕

障がい者が安心して福祉サービスを利用するためには、福祉事業所の安定運営が欠かせません。また、本市の障がい者が利用する福祉事業所全体のサービスの質が向上することが、本市全体の福祉の向上、ひいては地域力の向上につながります。

〔施策展開の方向〕

障がい者が地域で安心して生活するため、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促進し、関係機関の連携体制を強化します。また、徳島県福祉人材センター（アイネット）等との連携による人材の確保・定着、人材育成や多様な事業者の参入等を促します。

さらに、福祉サービスの質の維持・向上を図るため、県関係部署と連携して福祉事業所に対し指導監査を実施します。特に、一市域内で事業を実施している社会福祉法人である市内2事業所への指導監査については、市が主体となり指導監査を実施し、健全運営及び適正なサービスの提供に努めます。



(3) 相談支援体制の充実

① 相談体制の充実

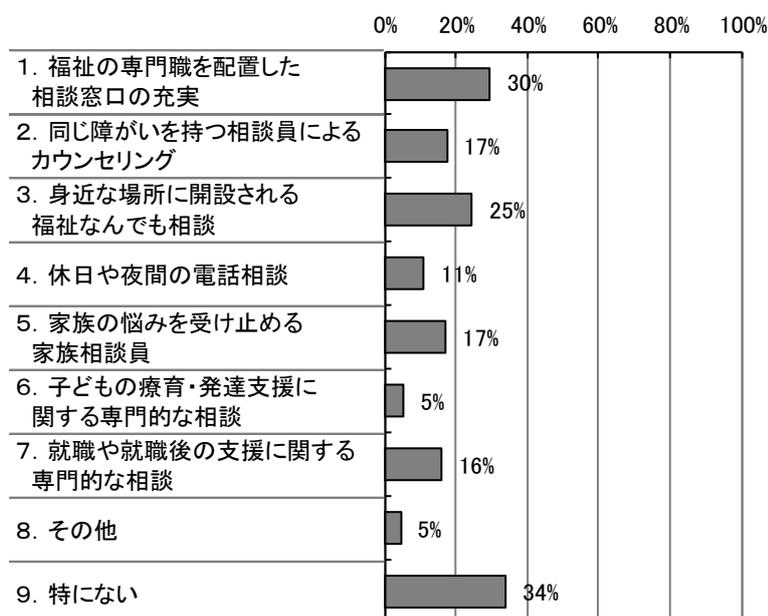
〔現状と課題〕

障がい者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けることは、自立生活のための基本です。

本市では、市社会福祉課を中心に、庁内各部署や市社会福祉協議会が連携し、障がい者への相談を行っています。また、広域でより専門的な相談を行う機関として徳島保健所や徳島県中央こども女性相談センター、相談支援事業所があるほか、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員なども個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

特に、障がい者及びその家族の高齢化に伴い、高齢福祉分野との密接な連携がより重要となっています。また、利用者本位の相談を実施していくことが求められます。

相談支援体制で望むこと（障がい者用調査）



相談支援体制について、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」や、「身近な場所に開設される福祉なんでも相談」のニーズが上がっており、対応策を検討していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

障がい者の相談については、障がい者の主体性と自己決定を尊重しながら、ニーズに応じたサービスなどの利用や地域生活の実現につながるよう、相談支援の質の向上が必要とされます。

様々な状況の障がい者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、各相談場所における体制を充実するとともに、必要に応じ、関係機関と連携する体制を整備します。

とりわけ、施設入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の充実を図ります。

また、複雑な家庭事情のある対象者にも十分な対応とするため、困難事例等に関する協議、地域の関係機関へのフィードバックなど、地域課題を共有し関係機関の連携強化に取り組む「鳴門市地域自立支援協議会」の活動を一層強化し、人材育成をはじめとする相談支援体制の充実を図ります。

② 権利擁護の推進

〔現状と課題〕

障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができない、対人トラブル等の困難が生じてしまうといったケースへの対応が求められています。

そのための制度として、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があります。「日常生活自立支援事業」は、県社会福祉協議会が担っており、市社会福祉協議会がその相談窓口となり、事業を実施しています。一方、「成年後見制度」は、家庭裁判所に申し立てをし、手続きをするものですが、市ではその普及や利用支援に努めています。

これらの制度は、必要性があると考えられる場合でも利用に結びついていないケースも多く、一層の利用促進が求められます。

日常生活自立支援事業・成年後見制度

区 分	内 容	
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助	
成年後見制度	(1)法定後見 (判断能力が衰えた後)	①後見 ：ほとんど判断できない人が対象 ②保佐 ：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助 ：判断能力が不十分な人が対象
	(2)任意後見 (判断能力が衰える前に、将来のことを決めておく)	

〔施策展開の方向〕

障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に取り組みます。

判断能力の不十分な障がい者については、生活上、支障をきたすことがないように、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。また、成年後見制度における法人後見事業については、市社会福祉協議会による実施を促進していきます。

さらに、支援者をはじめとする地域での見守り体制の構築を図り、虐待防止を含む権利擁護支援を強化します。

③ 差別解消及び虐待防止の推進

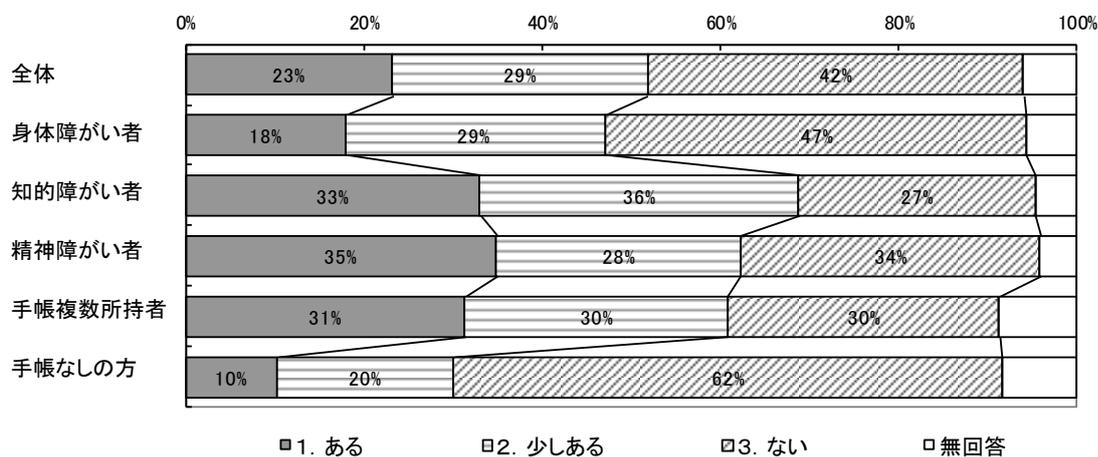
〔現状と課題〕

障がい者アンケートによると、差別を感じたり嫌な思いをする（した）ことの有無については、「ある」「少しある」があわせて52%で、「ない」の42%を上回っています。また、「ある」「少しある」は知的障がい者や精神障がい者では6～7割にのぼります。

差別や偏見、誤解により、障がいを理由に不利な扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じている障がい者が少なくないことから、差別解消に向けた取り組みを一層推進していく必要があります。

また、虐待防止については、本市では、「鳴門市障がい者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待防止法に基づく虐待防止ネットワークづくりに努めていますが、全国的に虐待事案が依然、発生していることから、関係機関が密に連携し、取り組みを強化していくことが求められます。

差別を感じたり嫌な思いをする（した）ことの有無（障がい者用調査）



〔施策展開の方向〕

障がいについての理解の促進を図り、障害者差別解消法に規定された「障害者への不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」について、民間事業者等に対し様々な機会を通じ啓発活動を進めるとともに、平成29年1月に施行した「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、市役所の業務における差別解消に向けた取り組みを推進し、市のあらゆる施策において「合理的配慮」に努めます。

虐待については、「鳴門市障がい者虐待防止センター」の取り組みを中心に、介護者の障がい理解の促進や過重な介護負担の軽減により未然防止を図るとともに、通報義務等障がい者虐待防止について周知徹底し、早期発見・早期対応について関係機関との連携を強化します。



2 生きがい活動の促進

(1) 多様な社会参加の促進

① 円滑なコミュニケーション支援の充実

〔現状と課題〕

視覚障がい者、聴覚障がい者や知的障がい者等、情報を得ることが困難な人に対しては情報保証の観点から、それぞれの障がい特性に応じた多様な情報提供及びコミュニケーション手段の確保が不可欠です。また、情報の内容を理解することが困難な人については、必要な情報をよりわかりやすく提供することも重要です。

〔施策展開の方向〕

手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・代読代筆者の利用促進と手話奉仕員の養成を図るとともに、市役所での手話通訳者の設置を引き続き行います。また、障害者総合支援法に基づく日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）の給付を継続し、市の事業として、人工内耳用電池給付、人工内耳用音声信号処理装置購入費の助成及び、軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成を実施します。

行政情報の提供については、適切な時期に多様な情報提供手段により容易に入手できるよう環境整備を図ります。

② 移動支援の充実

〔現状と課題〕

JRや路線バス、高速バスなど、公共交通機関は、障がい者の日常生活のための重要な交通手段であり、施設面や運行面での一層の障がい者への配慮が求められます。

一方、障がい者の外出支援策については、「行動援護」、「同行援護」、「居宅介護での通院介護事業」、「移動支援事業」などがあります。

さらに、経済的支援として、無料バス優待券の交付や自動車運転免許取得助成、自動車改造助成を行うとともに、国や業界団体の制度として、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあります。

障がい者の社会参加を促進するため、こうした制度の一層の活用が求められます。

〔施策展開の方向〕

公共交通機関については、路線の確保や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などを要請していきます。

歩道やガードレール、点字ブロックなど交通安全施設の整備や、障がい者を含む市民への交通安全教育等により交通安全に関する意識啓発に努めます。

外出支援策については、障害者総合支援法等に基づく既存のサービスの充実に努め、国や業界団体による経済的支援制度の一層の充実に要望していきます。

③ 生涯学習の推進

〔現状と課題〕

障がい者が学齢期に充実した特別支援教育を受けるのみならず、その一生を通じて、地域の生涯学習活動やスポーツ活動、芸術・文化活動に参加し、自らの可能性を追求できる環境を整えるため、教育、福祉、就労等の各分野の関係機関と連携し、多様な学習活動の支援を進めることが求められています。

本市では、生涯学習の拠点となる公民館への多目的トイレの設置・段差等の解消を進めるとともに、図書館においては重度視覚障がい者への貸し出し図書無料宅配など、誰もが利用しやすい環境整備を進めています。

〔施策展開の方向〕

引き続き、市内社会教育施設において誰もが利用しやすい学習環境の整備を進めるとともに、各分野の関係機関と連携しながら、多様な学習ニーズに応じた講座等の開設、情報提供や技術支援、意思疎通支援を積極的に行うことにより、障がいのある人もない人もすべての人が生きがいを持ち、心豊かで活力ある生活を築くことができる「生涯学習社会」の実現をめざします。

④ スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進

〔現状と課題〕

本市では、各種イベントや自主グループ活動などで、障がいの有無を問わず楽しめるスポーツ・レクリエーション活動が行われるよう、市内のスポーツ施設のバリアフリー化に努めています。

こうした取り組みを一層推進し、障がい者のスポーツ・レクリエーションへの参加を拡大していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

障がい者が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成に努めます。

また、障がいのある人もない人もともに参加できるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施を促進し、障がいの有無に関わらず市民が多様なスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちづくりを推進します。

(2) 就労支援・雇用の充実

① 一般就労の促進

〔現状と課題〕

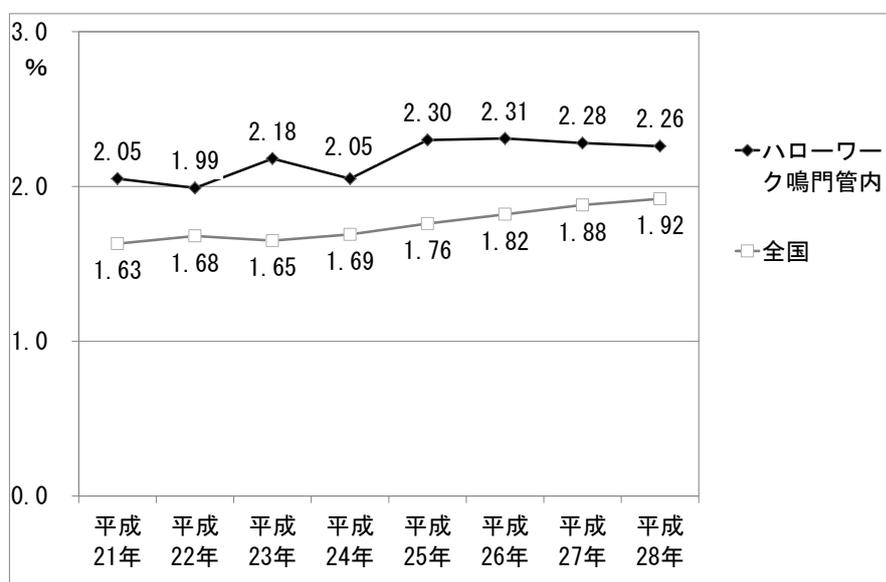
障がい者の一般就労については、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワークや、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構『徳島障害者職業センター』」、「障害者就業・生活支援センター わーくわく」（松茂町）などが主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援などが行われています。

本市の取り組みとしては、障がい者テレワークの全国ネットワークであるNPO法人の市内の廃校を活用して立ち上げた新規事業に要する地元との調整等を行いました。

今後もハローワーク等、関係機関や市内事業所等と連携しながら、こうした取り組みを引き続き推進し、障がい者の一般就労を一層拡大していくことが求められます。

また、市役所をはじめとする公的機関は、障がい者の雇用対策について、先導的役割を果たす必要があり、障がい者法定雇用率の遵守を図りながら、障害者就労施設等からの優先調達の推進、障がい者が働きやすい環境づくりなどの取り組みを一層推進していくことが求められます。

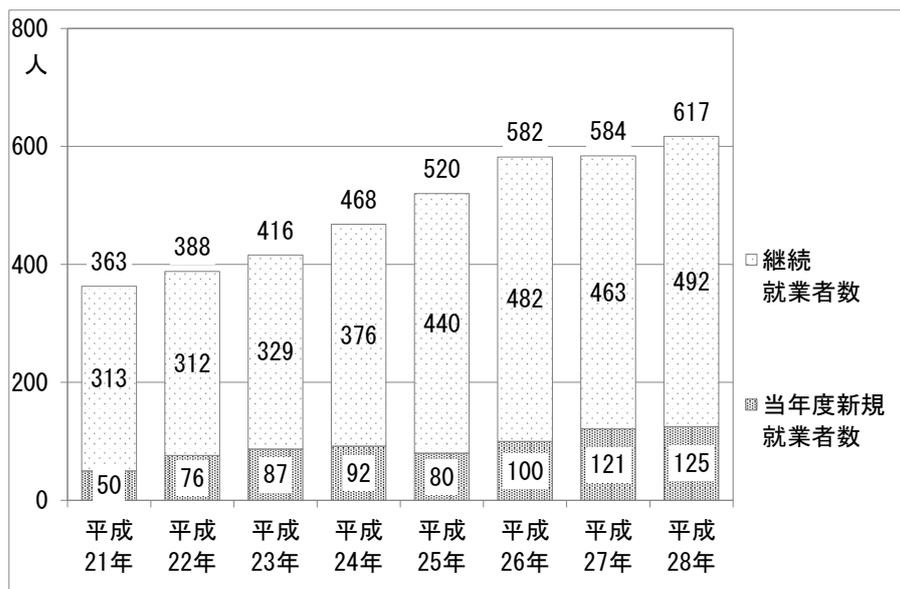
障がい者の実雇用率の推移



ハローワーク鳴門管内（鳴門市・板野郡）の平成 28 年 6 月の障がい者の実雇用率は 2.26%で、横ばい傾向で推移しています。平成 21 年からの 8 年間で、一貫して全国平均を上回っています。

※各年 6 月現在。従業員 50 人以上規模の事業所が対象

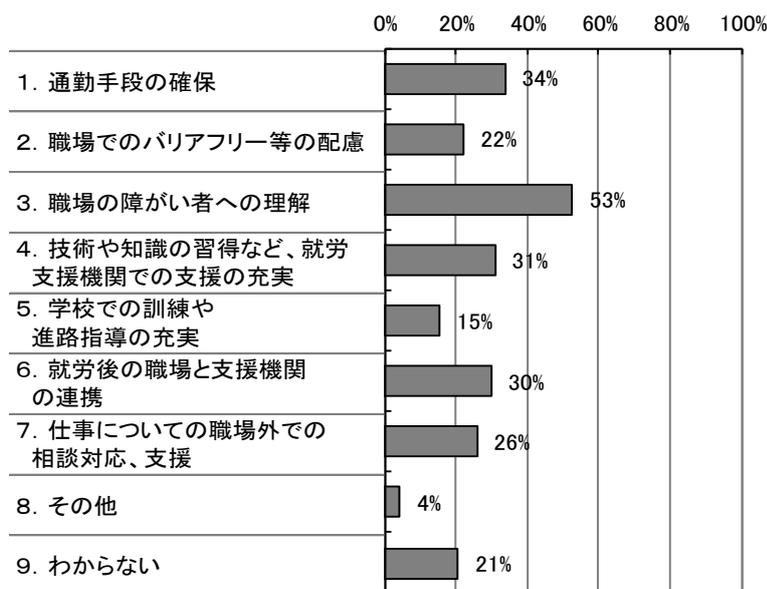
障がい者の就業実績



ハローワーク鳴門経由で就業している障がい者数は、平成28年6月現在で617人となっており、増加傾向で推移しています。

※小規模な事業所も対象

障がい者の就労支援として重要なこと（障がい者用調査）



障がい者の就労支援で重要なことについては、「職場の障がい者への理解」が53%で最も多く、次いで、「通勤手段の確保」「技術や知識の習得など、就労支援機関での支援の充実」「就労後の職場と支援機関の連携」なども3割前後の回答があり、こうした取り組みを強化していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

企業に対して障がい者雇用に関する理解と協力を求めるとともに、障がいの特性に応じた支援の提供及び、障がい者雇用に対する企業の不安を解消するため、企業と障がい者のマッチングや、支援者のスキルアップの向上を図るなど、引き続き、鳴門市地域自立支援協議会就労支援部会の活動を通じて、就労支援や就労定着支援の充実を図ります。

さらに、市役所自らが率先して、障がい者の雇用対策を推進していきます。

② 福祉的就労の促進

〔現状と課題〕

福祉的就労の場について、本市には、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域活動支援センターなどの事業所が複数あります。各事業所が、利用者の障がい特性にあわせ、授産製品・サービスに創意、工夫をこらしていますが、工賃は十分とは言えず、また、一般就労への移行も限定的であることから、障がい者が意欲的に福祉的就労を行い、障害福祉サービス事業所が安定した運営を行えるよう、一層の支援を行っていくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

障がい者が、心身の状況や力量、希望に応じた働き方を選択できる福祉的就労の展開のため、各事業所における取り組みを促進し、就労関係事業所及び相談支援事業所の連携を強化します。

また、障害者優先調達推進法による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障がい者の自立と社会参画につながるよう支援に努めていきます。



3 とともに支え合うまちづくり

(1) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

① 障がい者理解の促進と福祉教育の推進

〔現状と課題〕

市民アンケートによると、障がい者についての市民の関心は非常に高いと言えますが、3割の市民が関心がないと回答しており、引き続き、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者理解の促進に努める必要があります。

また、保育所（園）、認定こども園、幼稚園や学校、市社会福祉協議会、医療機関、福祉施設、さらには各種生涯学習の場において、講習会や体験学習など、様々な福祉教育が推進されていますが、一層の拡大が求められます。

障がい者についての関心の有無（市民用調査）



障がい者についての関心は、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」をあわせると約3割です。

□1. 非常に興味がある □2. ある程度興味がある □3. あまり興味がない □4. まったく関心がない □無回答

〔施策展開の方向〕

家庭や学校、職場、地域などあらゆる場面において、子どもから大人に至るまで、すべての市民が互いに尊重しあい、障がいへの正しい理解を深めることができるよう、引き続き、様々な媒体を活用しながら、多様な機会を通じて、啓発活動を推進します。

さらに、地域資源を活用したまちぐるみでの福祉教育を推進することにより、「地域共生社会」の実現に向けて取り組みます。

② ふれあいの促進

〔現状と課題〕

障がい者への理解を深めるためには、広報媒体やマスメディア、書籍などによる間接的な体験もさることながら、障がい者とふれあい、話しあうといった直接的な体験が最も重要です。

そのため、街角や駅等の公共の場でのあいさつや手助け、各種イベント等での交流、

地域での見守り活動やボランティア活動など、様々な機会を通じて、障がい者との日常的なふれあいを一層拡大していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

各種イベント等、様々な機会を活用し、障がいのある人とない人のふれあいを拡大していきます。

また、ふれあい、支え合いのきっかけとなり、必要な支援にもつながる「鳴門市ヘルプカード」の普及に努めます。

③ ユニバーサルデザインの推進

〔現状と課題〕

ユニバーサルデザインに関する理念や法制度が社会に浸透し、道路や公園、公共公益施設の段差解消、障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、エレベーター、手すりの設置などが進みましたが、予算的な制約から、優先度の高いところから実施されている状況であり、優先度が高くても未整備なところは数多くあります。

障がい者が安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれあうことができるまちづくりを一層進めることが求められます。

〔施策展開の方向〕

公共施設や道路などのインフラに関する長寿命化等を進める指針である「鳴門市公共施設等総合管理計画」等に基づき、ユニバーサルデザイン化に配慮しながら、計画的に、道路や公園、公共建築物の長寿命化等を進めます。

また、公共施設のみならず、駅や商店など、民間公益施設についても、ユニバーサルデザイン化に向けた改善への協力を要請していきます。

さらに、特定の色が認知しづらい人のため、色覚の状況に関係なく正しく情報が読み取れるよう配色を工夫したカラーユニバーサルデザインの推進に努めていきます。

④ まちづくり活動への参画の促進

〔現状と課題〕

本市には、障がい者の当事者や家族の団体として、「鳴門市身体障害者連合会」や「うず潮身体障がい者会」、「鳴門市手をつなぐ育成会」、「NPO 法人ぽてとくらぶ」などがあります。こうした団体の活動は、当事者や家族の悩みの解消や情報交換、交流などのためだけでなく、市民の福祉意識の啓発や、福祉制度・サービスの改善を要望し、実現につなげる役割もあり、一層の活性化が求められます。

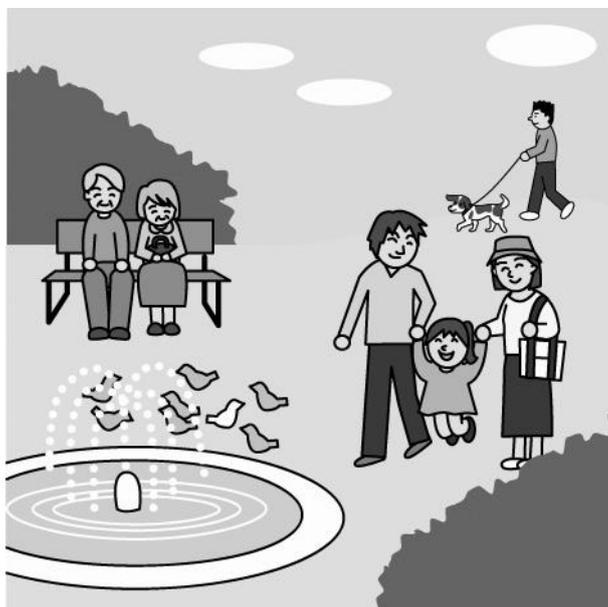
また、「ノーマライゼーション」の実現のためには、障がい者一人ひとりが自身の経験や能力を生かしてまちづくりに参画し、障がいのある人とない人が協働でまちづく

りを進めていくことが必要です。

〔施策展開の方向〕

障がい者や家族の加入を促進するとともに、団体の主体的な活動を支援していきます。
また、障がい者自身が他の障がい者を支援するピアサポート活動など、障がい者が経験や能力を生かして行う社会貢献活動の振興を図ります。

さらに、公共施設のユニバーサルデザイン検討会など、市で実施される各種施策・事業について、障がい者の参画を促進します。



(2) 安全・安心の確保

① 防災・防犯対策の推進

〔現状と課題〕

南海トラフ巨大地震等の災害の発生が懸念される中、地域防災対策の一層の強化が課題となっています。

本市では、支援を必要とする要援護者に対し適切な支援体制が取れるよう、災害時要援護者避難支援登録制度を実施し、平成28年度末で3,239人が災害時要援護者登録台帳に登録しています。そのうち、2,615人に個別支援計画を作成し、自主防災会や民生委員・児童委員といった地域支援者等で情報を共有しています。また、自主防災会組織率は100%となっており、避難訓練等の自主防災活動の活性化などを通じて、防災力の強化を図っています。

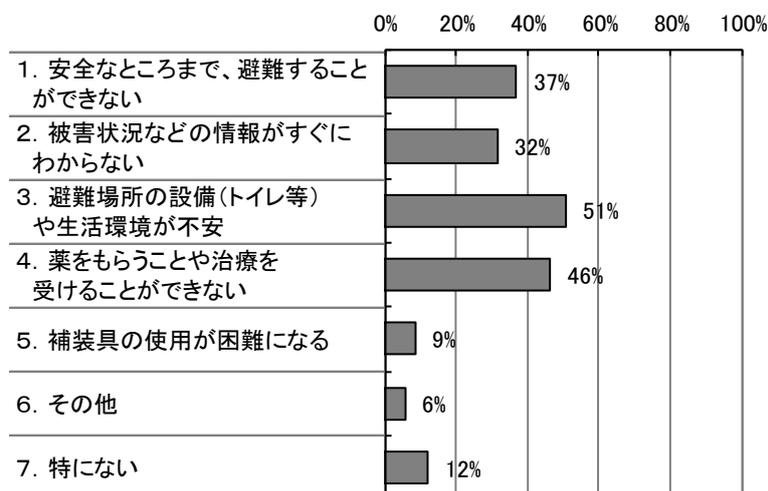
障がい者や高齢者等、個別事情に沿った特別な配慮がなされる福祉避難所の設置については、平成28年度末で9施設が指定され、173人の受け入れが可能となっています。

また、文字表示付戸別受信機の貸与など、災害情報の多様な伝達手段の確保にも努めています。

障がい者アンケートによると、災害時に困ることとして、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「薬をもらうことや治療を受けることができない」、「安全なところまで、避難することができない」、「被害状況などの情報がすぐにわからない」といった声が上がっており、障がい者に配慮した避難所運営や、避難支援、医療との連携強化など、障がい者への防災対策が一層求められます。

また、障がい者の犯罪被害を防止するため、地域ぐるみで防犯対策を推進していくことが求められます。

災害時に困ること（障がい者用調査）



〔施策展開の方向〕

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えて、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。

そのために、災害時要援護者登録台帳への登録や個別支援計画の作成を引き続き推進するほか、障がい者に配慮した避難・避難所運営の訓練の継続実施など、自主防災活動の一層の活性化に努めます。

また、災害情報の多様な伝達手段の確保を図るとともに、福祉避難所内への在宅酸素療法を必要とする方に対応するH^ほO^とTステーションの整備や、医療救護所へのオストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）対応トイレの配置など、要配慮者の受け入れ体制の充実に努めます。

さらに、事業継続計画に基づき、水道などのライフラインの早期復旧や福祉サービスの継続・再開が可能となるよう取り組み、民間の要配慮者利用施設の迅速な避難・応急活動・業務継続のため必要な支援に努めます。

防犯については、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。

② 見守りネットワークの推進

〔現状と課題〕

障がい者が地域で安心して暮らし続けるためには、日頃から、地域住民が障がい者を支えていくことが重要です。

重度障がい者について、急病等緊急時に、地域の支援者の協力を得て迅速に対応するため、緊急通報装置貸与事業を実施しています。

また、身体・知的障害者相談員、民生委員・児童委員をはじめ、自治振興会、老人クラブ、婦人会などの各種団体や近隣の住民により、日頃から支えが必要な方への地域見守り活動が展開されています。さらに、鳴門市ボランティア連絡協議会に加盟する個人や団体のボランティアを中心に、障がい者を支えるボランティアの輪が拡大しています。

こうした活動の活性化を図りながら、地域の見守りネットワークを一層強化していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

今後も、市社会福祉協議会などと連携しながら、既存の地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図ります。また、市民のボランティアへの参画を促進することにより、地域でのインフォーマルな活動を推進し、障がい者にやさしい地域づくりについて、市民主体のまちづくりを支援します。

第3編
第5期鳴門市障害福祉計画

第1章 計画の目的と期間

障害福祉サービスの提供体制の確保、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施を図るため、第5期鳴門市障害福祉計画（以下、「第5期計画」と言います。）を策定します。

計画期間は、平成30～32年度の3年間とします。



第2章 第4期鳴門市障害福祉計画活動指標の達成状況

第4期鳴門市障害福祉計画（以下、「第4期計画」と言います。）で設定した成果目標と活動指標の達成状況は以下のとおりです。

1 成果目標の達成状況

成果目標の達成状況は以下のとおりです。（平成29年度実績は、9月末の実績です。）

（1）施設入所者の地域生活への移行

「施設入所者の地域生活への移行」については、平成25年度末を基点に平成29年度末に施設入所者数9人の減少を目標としましたが、達成は難しい状況です。

「施設入所者の地域生活への移行」の成果目標の達成状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年度末時点利用者数の目標		98	97	92	89
年度末時点利用者数の実績	98	96	97	96	97

（2）入院中の精神障がい者の地域生活への移行

「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」については、平成24年6月末の長期在院者数205人を平成29年6月末に168人まで減少する目標としましたが、平成29年6月末で248人であり、達成は難しい状況です。

「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」の成果目標の達成状況

	平成24年 6月末	平成28年 6月末	平成29年 6月末
長期在院者数の目標			168
長期在院者数の実績	205	244	248

（3）地域生活支援拠点等の整備

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児・者の地域生活支援を推進する観点から、相談、体験の機会、緊急時の対応など、様々な支援を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことです。

第4期計画中に1か所整備する目標を掲げましたが、未達成の見込みです。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

「福祉施設から一般就労への移行」については、平成29年度実績見込みと目標値と比較すると、一般就労移行者数、就労移行支援事業利用者数は目標値を下回る見込みとなっていますが、就労移行率3割以上の事業所数は目標を達成する見込みです。

「福祉施設から一般就労への移行」の成果目標の達成状況（平成29年度）

	目標	実績見込み
一般就労移行者数	10	8
就労移行支援事業利用者数	30	20
就労移行率3割以上の事業所数（3か所中）	2	2

2 活動指標の達成状況

活動指標の達成状況は以下のとおりです。（平成29年度実績は、9月末の実績です。なお、実績/見込み量については、実績が9月末までのため記載していません。）

(1) 訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）は、おおむね見込んだサービス量で推移しています。

訪問系サービスの活動指標の達成状況（年間）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	見込み量	117	121	128	135
	実績	114	123	131	124
	実績/見込み量	97%	102%	102%	-
利用量 (時間)	見込み量	24,171	25,518	27,416	29,366
	実績	24,794	26,582	26,820	13,667
	実績/見込み量	103%	104%	98%	-

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、おおむね見込んだサービス量を上回る状況で推移しています。特に、短期入所（福祉型）や就労継続支援（A型・B型）のサービス量が増加しており、見込み量を大きく上回っています。

日中活動系サービスの活動指標の達成状況（年間）

サービス名	項目	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
生活介護	利用者数	見込み量	157	162	163	165
		実績	156	159	162	158
		実績/見込み量	99%	98%	99%	-
	利用延日数	見込み量	34,974	35,724	35,279	35,222
		実績	34,319	35,409	35,743	18,126
		実績/見込み量	98%	99%	101%	-
療養介護	利用者数	見込み量	18	18	18	19
		実績	19	19	20	22
		実績/見込み量	106%	106%	111%	-
短期入所 （福祉型）	利用者数	見込み量	12	13	14	15
		実績	13	21	21	16
		実績/見込み量	108%	162%	150%	-
	利用延日数	見込み量	168	189	210	230
		実績	166	331	364	174
		実績/見込み量	99%	175%	173%	-
短期入所 （医療型）	利用者数	見込み量	2	2	2	2
		実績	3	3	2	3
		実績/見込み量	150%	150%	100%	-
	利用延日数	見込み量	120	120	120	120
		実績	59	82	96	57
		実績/見込み量	49%	68%	80%	-
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	見込み量	0	0	0	0
		実績	0	1	1	2
	利用延日数	見込み量	0	0	0	0
		実績	0	116	259	251

サービス名	項目	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	見込み量	17	16	18	21
		実績	18	14	18	15
		実績/見込み量	106%	88%	100%	-
	利用延日数	見込み量	3,400	3,200	3,600	4,200
		実績	4,357	3,555	3,772	2,499
		実績/見込み量	128%	111%	105%	-
就労移行支援	利用者数	見込み量	19	27	32	30
		実績	24	30	22	20
		実績/見込み量	126%	111%	69%	-
	利用延日数	見込み量	2,510	3,567	4,227	3,963
		実績	3,413	4,134	3,296	1,508
		実績/見込み量	136%	116%	78%	-
就労継続支援A型	利用者数	見込み量	23	26	29	32
		実績	27	36	42	38
		実績/見込み量	117%	138%	145%	-
	利用延日数	見込み量	3,110	3,515	3,921	4,326
		実績	3,941	6,671	7,467	4,357
		実績/見込み量	127%	190%	190%	-
就労継続支援B型	利用者数	見込み量	97	95	93	91
		実績	114	119	129	126
		実績/見込み量	118%	125%	139%	-
	利用延日数	見込み量	15,879	15,552	15,224	14,897
		実績	18,812	19,614	20,160	10,896
		実績/見込み量	118%	126%	132%	-

(3) 居住系サービス

居住系サービスの利用者数は、共同生活援助はおおむね計画で見込んだとおりに増加しています。施設入所支援は減少傾向で見込みましたが、減少には至っていません。

居住系サービスの活動指標の達成状況（年間）

サービス名	項目	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
共同生活援助	利用者数	見込み量	35	38	41	47
		実績	35	38	43	44
		実績/見込み量	100%	100%	105%	-
施設入所支援	利用者数	見込み量	98	97	92	89
		実績	96	97	96	97
		実績/見込み量	98%	100%	104%	-

(4) 相談支援

相談支援の利用者数は、計画相談支援は見込み量の9割前後で推移し、地域移行支援、地域定着支援は見込みより利用が少ない状況となっています。

相談支援の活動指標の達成状況（年間）

サービス名	項目	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
計画相談支援	利用者数	見込み量	418	442	462	480
		実績	358	396	401	252
		実績/見込み量	86%	90%	87%	-
地域移行支援	利用者数	見込み量	2	2	4	7
		実績	1	0	2	3
		実績/見込み量	50%	0%	50%	-
地域定着支援	利用者数	見込み量	1	2	4	9
		実績	1	2	2	1
		実績/見込み量	100%	100%	50%	-

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の活動指標の達成状況は、表のとおりです。(平成29年度実績は、9月末の実績です。なお、一部の事業実績及び実績/見込みについては、実績が9月末までのため記載していません。)

地域生活支援事業（必須事業）の活動指標の達成状況（年間）

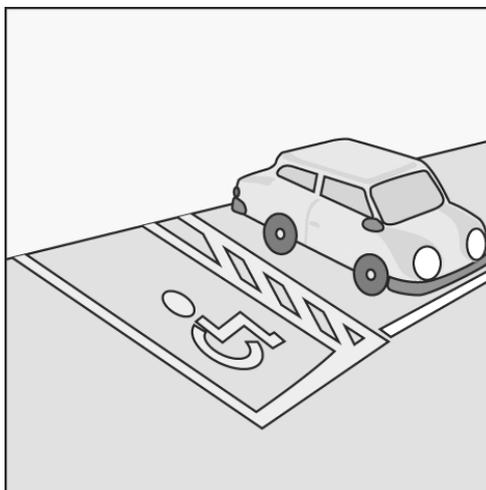
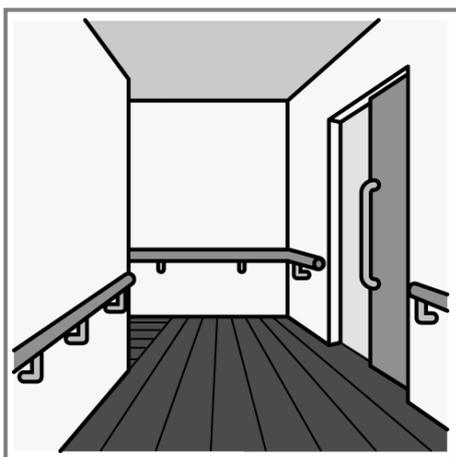
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込み	有	有	有	有	
		実績	有	有	有	-	
自発的活動支援事業	実施の有無	見込み	有	有	有	有	
		実績	有	有	有	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所数	見込み	3	3	3	3
		実績	3	3	3	3	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	見込み	有	有	有	有
			実績	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	見込み	有	有	有	有
			実績	有	有	有	有
	地域自立支援協議会	設置の有無	見込み	有	有	有	有
			実績	有	有	有	有
成年後見制度	成年後見制度利用支援事業	利用者数	見込み	1	2	2	3
		実績	1	1	4	3	
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込み	無	無	無	有
			実績	無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	見込み	20	21	22	23
		実績	21	27	27	25	
	手話通訳者設置事業	設置者数	見込み	1	1	1	1
			実績	1	1	1	1
	代読・代筆者派遣事業	実施の有無	実績			有	有
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	見込み	0	10	0	15	
		実績	0	6	0	6	

※手話奉仕員養成研修事業は、国の養成カリキュラムに基づき2年間で研修を行うため、奇数年度に修了する。

			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
日常生活用具給付等事業	合計 給付件数		見込み	1,222	1,253	1,284	1,315	
			実績	1,247	1,311	1,412	911	
			実績/見込み	102%	105%	110%	-	
	種 類	介護・訓練支援用具	給付件数	見込み	5	5	5	5
				実績	1	2	5	0
		自立生活支援用具	給付件数	見込み	8	8	8	8
				実績	12	10	8	3
		在宅療養等支援用具	給付件数	見込み	5	5	5	5
				実績	16	8	4	4
		情報・意思疎通支援用具	給付件数	見込み	9	10	11	12
				実績	11	12	17	6
		排泄管理支援用具	給付件数	見込み	1,191	1,221	1,251	1,281
				実績	1,206	1,278	1,375	898
		居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	見込み	4	4	4	4
				実績	1	1	3	0
人工内耳用電池		実施の有無	実績		有	有	有	
人工内耳用音声信号処理装置			実績			有	有	
移動支援事業	個別支援型		利用者数	見込み	20	21	22	23
				実績	21	22	28	26
				実績/見込み	105%	105%	127%	-
			延利用時間	見込み	1,500	1,575	1,650	1,725
				実績	1,630	1,528	1,887	1,075
				実績/見込み	109%	97%	114%	-
	車両移送型		利用者数	見込み	17	18	19	20
				実績	19	16	12	12
				実績/見込み	112%	89%	63%	-
			延利用時間	見込み	799	846	893	940
				実績	944	775	797	422
				実績/見込み	118%	92%	89%	-
地域活動支援センター事業		実施箇所数	見込み	3	3	3	3	
			実績	3	3	3	3	
		利用者数	見込み	124	126	128	130	
			実績	111	101	84	68	

その他の地域生活支援事業として以下の事業を実施しています。

- 福祉ホームの運営
- 訪問入浴サービス
- 生活訓練等
- 日中一時支援
- 更生訓練費給付
- レクリエーション活動等支援
- 点字・声の広報等発行
- 自動車運転免許取得・改造助成
- 障害者虐待防止対策支援事業



第3章 基本目標

第5期計画においては、鳴門市障害者計画の基本理念や施策推進の基本方針との調和に配慮しつつ、以下の3つの基本目標を掲げます。

1 自己決定の尊重と意思決定の支援、権利擁護支援の推進

個々の状態に応じたサービスを受けることができるよう、障がい者自身がサービスを選択・決定することを支援します。判断能力が不十分な場合や、周囲の偏見などによって、意思の表出を抑える等自己決定が困難な場合は、支援者や環境との相互作用の中で、意思決定、権利擁護の支援を図ります。

2 ライフステージに応じたサービス提供体制の強化

サービス提供にあたっては、障がい者の心身の状況や生活課題などのアセスメントを適切に実施し、ライフスタイルに応じた継続的な支援に努めます。

また、サービス提供事業所である地域の福祉資源と連携し、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病など、障がい種別によらないサービスの提供を進めます。

3 地域生活への移行・定着の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行と定着を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

第4章 成果目標

第5期計画の計画終了年度である平成32年度に向けて以下の成果目標を掲げ、その達成に向けた施策を推進します。

1 施設入所者の地域生活への移行

「施設入所者の地域生活への移行」について、国は、「施設入所者数を平成28年度末から2%以上削減すること」と、「平成28年度末に入所している障がい者の9%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

本市では、入所者数の削減目標を2人、入所から地域生活に移行した人数の目標を9人と設定します。

「施設入所者の地域生活への移行」の成果目標

	平成28年度実績	平成29年度見込	平成30年度見込	平成31年度見込	平成32年度目標
施設入所者数	96	99	98	96	94
平成28年度実績との比較		3	2	0	△2
削減率		△3.1%	△2.1%	0.0%	2.1%
地域生活移行者数(累計)		0	3	6	9
地域生活移行率(累計)		0.0%	3.1%	6.3%	9.4%

※地域生活移行者数と新規入所数の差引が削減数である。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国は「平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置」を目標に掲げています。

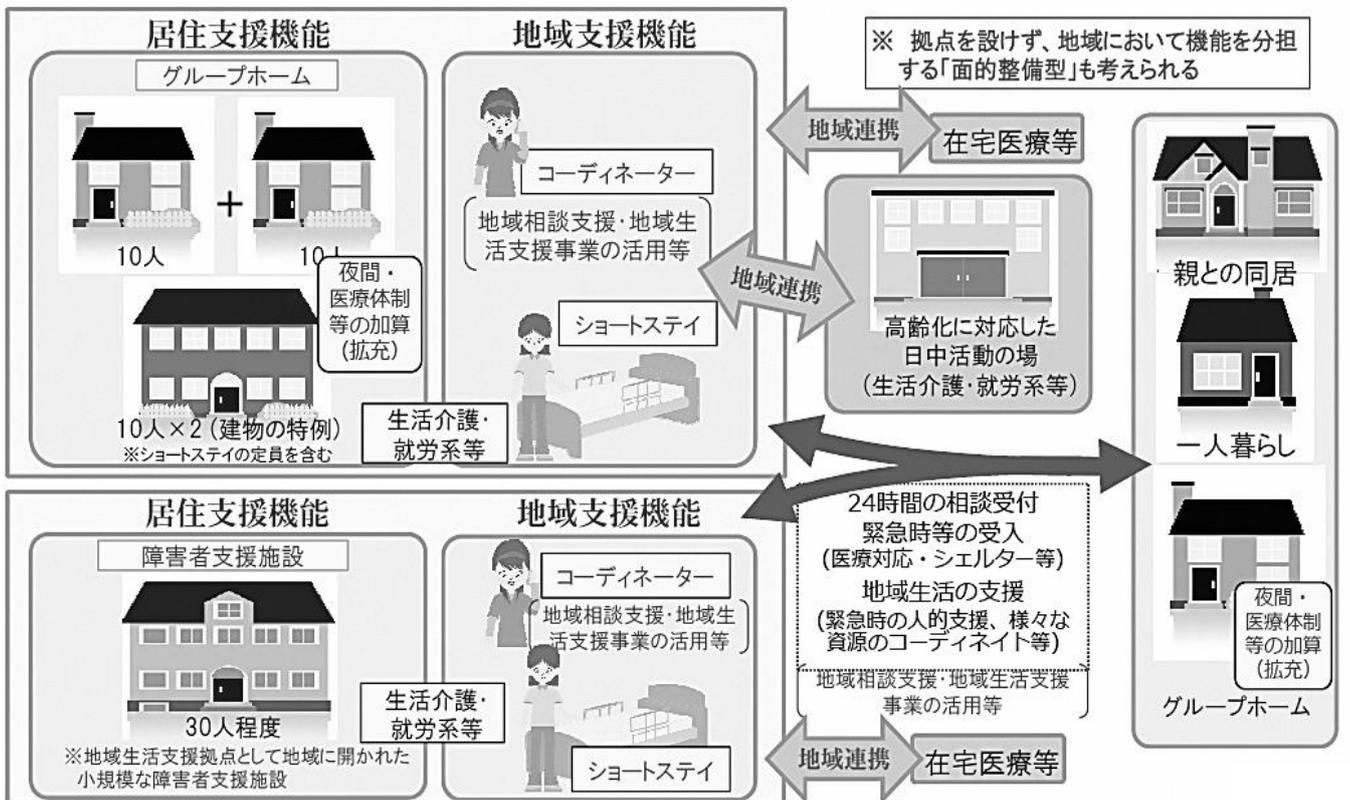
本市では、精神障がい者の地域生活への支援について、精神保健福祉士（精神科ソーシャルワーカー）や相談支援、支援提供事業所スタッフなどが協議する「鳴門市地域自立支援協議会地域移行支援部会」を設置しており、高齢者介護・福祉分野における地域包括ケアシステムに留意しながら、平成32年度末に向けてより一層、機能の強化を図ります。

3 地域生活支援拠点等の整備

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、相談、体験の機会、緊急時の対応など、様々な支援を切れ目なく提供する拠点やネットワークのことです。

本市では、様々な実施主体がそれぞれ得意とするサービスを提供し、相談支援により、利用者一人ひとりに結びつけられていますが、地域生活支援の観点からこれらのネットワーク化や、緊急時短期入所機能など必要なサービスの強化を図りながら、県などと連携し平成32年度末までに地域生活支援拠点等の整備をしていきます。

〔参考〕地域生活支援拠点のイメージ



資料：厚生労働省

4 福祉施設から一般就労への移行

「福祉施設から一般就労への移行」について、国は「年間一般就労移行者数が平成28年度の1.5倍以上になること」を目標としており、本市では、11人と設定します。

また、国は、「就労移行支援事業利用者数が平成28年度の2割増以上になること」を目標としており、本市では、27人と設定します。

さらに、国は、「就労移行率3割以上の就労移行支援事業所が全体の5割以上となること」を目標としており、本市では、3事業所のうち2事業所の達成をめざします。

このほか、国は、「就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率80%以上」を目標として設定しており、本市においても、80%以上をめざします。

「福祉施設から一般就労への移行」の成果目標

	平成28年度 実績	平成29年度 見込	平成30年度 見込	平成31年度 見込	平成32年度 目標
年間一般就労移行者数	7	8	9	10	11
就労移行支援事業利用者数	22	20	22	25	27
就労移行率3割以上の事業所数	2	2	2	2	2
就労移行支援事業所数	3	3	3	3	3
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率				50%	80%

第5章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

1 サービスの種類

障害者総合支援法に基づき、「障害福祉サービス」及び「地域生活支援事業」について、以下のサービスを提供します。

(1) 障害福祉サービス

サービス名	
① 訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援
② 日中活動系サービス	ア 生活介護・療養介護・短期入所（福祉型・医療型）
	イ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
	ウ 就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）
	エ 就労定着支援
③ 居住系サービス	ア 共同生活援助・施設入所支援
	イ 自立生活援助
④ 相談支援	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

(2) 地域生活支援事業

事業名
① 理解促進研修・啓発事業
② 自発的活動支援事業
③ 相談支援事業
④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業
⑤ 意思疎通支援事業
⑥ 手話奉仕員養成研修事業
⑦ 日常生活用具給付等事業
⑧ 移動支援事業
⑨ 地域活動支援センター

2 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

〔サービス内容〕

訪問系サービスとして、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」を提供します。サービス内容は表のとおりです。

訪問系サービスの内容

サービス名	主なサービス内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者、精神障がいにより行動上著しい困難のある障がい者で、常に介護を必要とする者に、居宅において入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行うとともに、外出時における移動中の介護など総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある障がい者等に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難のある障がい者等で、常に介護を必要とする者に、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護その他の援助を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がい者等に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

〔事業量見込み〕

訪問系サービスの事業量見込み（1月当たりの利用）

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用実人数	117	119	122
利用延時間	2,267	2,299	2,343

〔提供体制の確保策〕

訪問系サービスは、障がい者の高齢化や障がいの重症化、精神科病院からの退院促進など施設入所者の退院促進により、今後も利用の増加が想定されます。

継続的に、サービスの質・量を確保するため、県や他機関と連携し、事業所が情報を

共有できる場の設定、研修会の実施やその受講支援などを通して、支援者のスキルアップを図るとともに、既存事業所のサービス提供体制の充実に努めます。

② 日中活動系サービス

ア 生活介護・療養介護・短期入所（福祉型・医療型）

〔サービス内容〕

日中活動を支援するため、介護・見守り的なサービスとして、「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」のサービスを提供します。サービス内容は表のとおりです。

生活介護は、市内5か所の事業所のほか、広域的に利用されています。療養介護は、県内3か所で実施されており、市内の障がい者22人が利用しています。短期入所（ショートステイ）は、「福祉型」と医療的ケアが必要な障がい者等を対象とした「医療型」があり、市内には「福祉型」が5か所（定員9人分+空床利用1か所）あります。

生活介護・療養介護・短期入所の内容

サービス名	主な対象者	主なサービス内容
生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常に介護などの支援が必要な者 ①障害支援区分3（障害者支援施設入所の場合は区分4）以上の者 ②年齢が50歳以上の場合、障害支援区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上の者	主として昼間において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事や生活に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能・生活能力の向上のために必要な援助を行います。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者 ①ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者で、障害支援区分6の者 ②筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって、障害支援区分5以上の者	主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の援助や療養介護医療を提供します。
短期入所	①障害支援区分1以上の障がい者 ②障がい児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児	居宅においてその介護を行う者の病气やその他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設などに短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護、その他の必要な支援を行います。

〔事業量見込み〕

生活介護・療養介護の事業量見込み（1月当たりの利用）

サービス名	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	利用実人数	168	171	174
	利用延日数	3,089	3,145	3,200
療養介護	利用実人数	22	22	22
	利用延日数	669	669	669

短期入所の事業量見込み（1月当たりの利用）

サービス名	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所 （福祉型）	利用実人数	22	24	26
	利用延日数	32	35	38
短期入所 （医療型）	利用実人数	2	2	2
	利用延日数	8	8	8

〔提供体制の確保策〕

既存事業所の定員増加の促進や送迎サービスの導入など、各事業所でのきめ細かなサービスの展開をはたらきかけていきます。

生活介護については、特別支援学校の卒業生や施設入所者の退院促進など、需要の拡大にあわせ、県と連携し新規事業所の参入を促すとともに、既存事業所の定員増加などをはたらきかけ、さらなる受け入れ体制の確保に努めます。

イ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

〔サービス内容〕

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、地域生活への移行を図るために必要な身体的リハビリテーションや、生活能力の維持・向上などの支援を行うサービスです。サービス内容は表のとおりです。

自立訓練のうち機能訓練は、県内では阿波市内の1事業所のみで実施されており、生活訓練は、市内に1か所の事業所があるほか、近隣市町にも事業所があります。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）の内容

サービス名	主な対象者	主なサービス内容
自立訓練 （機能訓練）	①入所施設・病院を退所・退院した者で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ②特別支援学校卒業生で、地域で生活する上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者	身体障がい者、難病等対象者について、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通わせたり、居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活に関する相談・助言などの支援を行います。 標準利用期間：1年6カ月間
自立訓練 （生活訓練）	①入所施設・病院を退所・退院した者で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ②特別支援学校卒業生、継続した通院により症状が安定している者などで、地域で生活する上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者	知的障がい、精神障がいのある障がい者について、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通わせたり、居宅を訪問して入浴、排せつ、食事など自立した日常生活に必要な訓練、生活に関する相談・助言などの支援を行います。 標準利用期間：2年間（長期入院していた場合などは3年間）

〔事業量見込み〕

自立訓練の事業量見込み（1月当たりの利用）

サービス名	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 （機能訓練）	利用実人数	1	1	1
	利用延日数	22	22	22
自立訓練 （生活訓練）	利用実人数	18	18	18
	利用延日数	315	315	315

〔提供体制の確保策〕

県と連携し必要に応じて既存施設の定員増加など受け入れ体制の充実に努めるとともに、各事業所でのきめ細かなサービスの展開をはたらきかけていきます。

ウ 就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）

〔サービス内容〕

「就労移行支援」、「就労継続支援B型」は雇用契約に基づかないサービスで、「就労継続支援A型」は雇用契約に基づくサービスです。サービス内容は表のとおりです。

また、「就労移行支援」は職場体験や求職活動の支援など、一般就労に向けた支援をより強化したサービスで、標準利用期間は2年となっていますが、本市では就労につながる可能性が高いと考えられる場合は、3年目の延長を認めています。

市内には、3か所の事業所が「就労移行支援」と「就労継続支援B型」を実施しており、2か所の事業者が「就労継続支援A型」を実施しています。

就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）の内容

サービス名	主な対象者	主なサービス内容
就労移行支援	就労を希望する者で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識や技術の習得、就労先の紹介、その他の支援が必要な65歳未満の者	生産活動、職場体験などの機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着のために必要な相談などの支援を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な者で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者 ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者	雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。
就労継続支援B型	①就労経験がある者で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ③①・②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面の課題等の把握が行われている者	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

〔事業量見込み〕

就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）の事業量見込み（1月当たりの利用）

サービス名	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	利用実人数	22	25	27
	利用延日数	275	313	338
就労継続支援A型	利用実人数	48	49	50
	利用延日数	712	726	741
就労継続支援B型	利用実人数	133	135	136
	利用延日数	1,733	1,759	1,772

〔提供体制の確保策〕

就労については、障がい者の働く意欲の継続への支援、障がい特性に応じた業務内容や人間関係への配慮などの就労環境整備及び、市民への理解を促すための啓発活動に取り組みます。

就労支援に関する事例検討や情報共有、研修会の開催などを通して、支援者のスキルアップ、各事業所で提供されるサービスの充実を促していきます。また、「鳴門市地域自立支援協議会就労支援部会」の活動を中心に、障がい者雇用に関する企業見学の受け入れや模擬面接会への企業の参加要請、実習先・雇用先の開拓を行うとともに、ハローワークなど関係機関と就労支援事業所の連携強化を図ります。

さらに、「鳴門市障害者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、公共施設での授産製品販売の促進、市からの業務委託の拡大などに努め、事業所の工賃及びサービス利用者に支払われる工賃の上昇に努めます。

エ 就労定着支援

〔サービス内容〕

平成30年度から制度化される就労定着支援は、一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面での様々な課題が発生し、就労定着につながらないといった課題に対応するため、企業・自宅への訪問などにより、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うことで、企業への就労の定着につなげるサービスです。

〔事業量見込み〕

就労定着支援の事業量見込み（1月当たりの利用）

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用実人数	2	2	2

〔提供体制の確保策〕

就労移行支援実施事業所を中心に、サービスの実施をはたらきかけていきます。

③ 居住系サービス

ア 共同生活援助・施設入所支援

〔サービス内容〕

「共同生活援助」は市内2か所の法人が、複数箇所で開設しています。「施設入所支援」については、市内に3か所の障害者支援施設があり、広域的に利用されています。サービス内容は表のとおりです。

共同生活援助・施設入所支援の内容

サービス名	主な対象者	主なサービス内容
共同生活援助	障がい者（身体障がい者は、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス等を利用したことがある者に限る。）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	①生活介護を受けている者で障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の者 ②自立訓練または就労移行支援を受けている者で、入所させながら訓練を実施することが必要・効果的であると認められる者 ③生活介護を受けている者で、障害支援区分4（50歳以上は区分3）より低い者のうち、市が利用の必要性を認めた者 ④就労継続支援B型を受けている者のうち、市が利用の必要性を認めた者	施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

〔事業量見込み〕

共同生活援助・施設入所支援の事業量見込み（1月当たりの利用実人数）

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助	49	52	54
施設入所支援	98	96	94

〔提供体制の確保策〕

今後も、共同生活援助については、施設入所支援利用者や長期入院者の地域移行などによる利用の伸びが想定されるため、県と連携し、既存事業所の定員の増加や新規事業所の参入を促進するなど提供体制の充実に努めます。

施設入所支援については、支援者間で情報共有を密にすることにより、入所状況など、入所希望者に必要な情報を速やかに提供できる体制づくりに努めます。

イ 自立生活援助

〔サービス内容〕

平成30年度から創設される「自立生活援助」は、共同生活援助または施設入所支援を受けていた障がい者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を受けるサービスです。

〔事業量見込み〕

自立生活援助の事業量見込み（1月当たりの利用）

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用実人数	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

相談支援事業所などを中心に、当該事業への新規参入を積極的に促進していきます。

④ 相談支援

〔サービス内容〕

相談支援は、相談内容によって「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」に区分されます。サービス内容は表のとおりです。

このほか、地域生活支援事業の「相談支援事業」、障がい者自身が相談員となり当事者の立場から相談を行う「障がい者相談員事業」及び「ピアカウンセリング事業」を実施しています。

相談支援の内容

サービス名	主な対象者	主なサービス内容
計画相談支援	障害者総合支援法上のサービスを利用する（利用を希望する）障がい者	サービス等利用計画の作成 基本相談支援（通常の相談）
地域移行支援	①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している障がい者 ②精神科病院に入院している精神障がい者	住居の確保、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身であったり、家族と同居している障がい者であっても、家族が障がいや病気などのため、緊急時の支援が見込めない状況にある者	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

〔事業量見込み〕

相談支援の事業量見込み（1月当たりの利用実人数）

サービス名	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	36	38	40
地域移行支援	3	3	3
地域定着支援	3	3	3

〔提供体制の確保策〕

市民への相談内容に応じた相談先の紹介や、さらにわかりやすい障害福祉サービスなどの周知に努めます。各相談先における相談の充実のため、「鳴門市地域自立支援協議会」の取り組みをとおり、相談支援の事例共有や関係機関との連携強化により、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

計画相談支援は、利用者一人ひとりに対してより細やかな支援が提供できるよう、県と連携し、相談支援専門員の確保・育成に努めます。

地域移行支援・地域定着支援については、在宅生活を支援するサービスの充実と、サービス利用などのきめ細かな相談支援により、民間アパートや公営住宅などの一般住宅への移行を促進し、自立生活へ支援していきます。本人及びその家族や施設職員に対する理解を深める取り組みを進めるとともに、「鳴門市地域自立支援協議会地域移行支援部会」の取り組みを中心として、医療など関係機関及び相談支援事業所との連携体制の強化やピアサポートの活用を促進します。



(2) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

〔事業内容〕

理解促進研修・啓発事業は、障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民や学校などで、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

〔事業見込み〕

理解促進研修・啓発事業の事業見込み

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	有	有	有

〔提供体制の確保策〕

障がい者等に対する地域住民などへの理解促進を図るため、研修会の開催や地域イベントなどでのパネル掲示、パンフレット配布などを行い、ノーマライゼーションの普及啓発に努めます。

② 自発的活動支援事業

〔事業内容〕

自発的活動支援事業は、障がい者等、その家族や地域住民などが協力して地域で自発的に行う活動（ボランティア活動など）を支援する事業です。

〔事業見込み〕

自発的活動支援事業の事業見込み

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	有	有	有

〔提供体制の確保策〕

障がい者団体や各種ボランティア団体との連携のもと、活動の質の向上に努めながら、引き続き実施していきます。

③ 相談支援事業

〔事業内容〕

相談支援事業は、障がい者、家族、介護者からの相談に応じ、必要な情報提供や、障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な支援を行います。

〔事業見込み〕

相談支援事業の事業見込み

事業名	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業（一般相談）	実施箇所数	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

〔提供体制の確保策〕

既存の相談機関が連携し、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。また、県などと連携しながら、相談支援専門員の育成などに努めます。

相談支援体制強化のための研修を実施しながら、相談支援事業所の強化を図るとともに、基幹相談支援センター機能の確立へ向け検討します。

また、関係機関による地域課題の共有により、地域の障がい者支援体制の整備に取り組む「鳴門市地域自立支援協議会」の活動をさらに強化していきます。

④ 成年後見制度利用支援・成年後見制度法人後見支援

〔事業内容〕

成年後見制度利用支援事業は、自分で十分な判断ができない人の財産管理や福祉サービス契約などについて、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行ったり、費用負担が困難な人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行う事業です。

成年後見制度法人後見支援事業は、法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体などに対し、研修や組織体制の構築、適正な活動の実施などを支援する事業です。

〔事業見込み〕

成年後見関連事業の事業見込み

事業名	項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	年間利用実人数	4	4	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

〔提供体制の確保策〕

障がい者等の権利擁護に資するため、関係機関との連携強化と事業内容の周知に努めます。また、市社会福祉協議会での法人後見の実施をはたらきかけていきます。

⑤ 意思疎通支援事業

〔事業内容〕

意思疎通支援事業は、聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者（代読・代筆者を含む）等を派遣する事業です。また、手話通訳者を市に設置する事業もあります。

〔事業見込み〕

意思疎通支援事業の事業見込み

事業名	項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、代読・代筆者等の派遣	年間利用実人数	30	30	30
手話通訳者の設置	実施の有無	有	有	有

〔提供体制の確保策〕

利用者の高齢化及び医療機関の受診や相談機関の対応など、1回のサービス利用時間が長くなる傾向があります。意思疎通支援従事者の安定した確保を図るため、県や意思疎通支援従事者の育成を担う機関、ボランティア団体などと連携し、専門職の育成・登録を促進します。

さらに、意思疎通支援従事者の育成の一環として奉仕員の充実をめざし、手話奉仕員養成研修及びスキルアップ研修を引き続き行います。養成研修受講の募集については、地域への広報に加え、本市職員や支援機関の職員などへも周知し、研修受講者の増加を図ります。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

〔事業内容〕

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障がい者との交流の促進や広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修及びスキルアップ研修を行う事業です。

〔事業見込み〕

手話奉仕員養成研修事業の事業見込み

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業修了者数	—	10	—

※国の養成カリキュラムに基づき2年間で研修を行うため、奇数年度に修了する。

〔提供体制の確保策〕

意思疎通支援従事者の安定した確保を図るため、県や意思疎通支援従事者の育成などを担う機関、ボランティア団体などと連携し、専門職の育成・登録を促進していきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

〔事業内容〕

重度の身体・知的・精神障がい者等の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費を助成しています。

日常生活用具給付等事業の内容

種類	内容例
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に使用する椅子。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などを支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品。
住宅改修費	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

〔事業見込み〕

日常生活用具給付等事業の事業見込み

種類	項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	年間延件数	5	5	5
自立生活支援用具	年間延件数	8	8	8
在宅療養等支援用具	年間延件数	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	年間延件数	17	17	17
排泄管理支援用具	年間延件数	1,408	1,425	1,441
住宅改修費	年間延件数	3	3	3

〔提供体制の確保策〕

障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

⑧ 移動支援事業

〔事業内容〕

移動支援事業は、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の5つの訪問系サービスでの移動介護の対象とならない場合について、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援する事業です。

本市では、個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援である「個別支援型」と、必要に応じて特殊車輛の運行による「車両移送型」を実施しています。

〔事業見込み〕

移動支援事業の事業見込み

事業名	項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業 （個別支援型）	年間利用実人数	32	34	36
	年間利用延時間	2,167	2,312	2,448
移動支援事業 （車両移送型）	年間利用実人数	20	21	22
	年間利用延時間	1,328	1,394	1,461

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の充実に努めます。

⑨ 地域活動支援センター

〔事業内容〕

地域活動支援センターは、主に就労が難しい障がい者に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。本市では、3か所の事業所に地域活動支援センターとして委託しています。

〔事業見込み〕

地域活動支援センターの事業見込み

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
事業所数	3	3	3
年間利用実人数	95	100	105

〔提供体制の確保策〕

日中活動は、生活リズムを整え、創作・生産活動への参加や支援者・利用者との交流など日常的な体験を、意欲の向上及び生活のハリを保つことにつながるため、相談支援専門員など関係機関と連携しながら、より対象者に応じた支援が提供されるよう情報提供や各種支援に取り組みます。

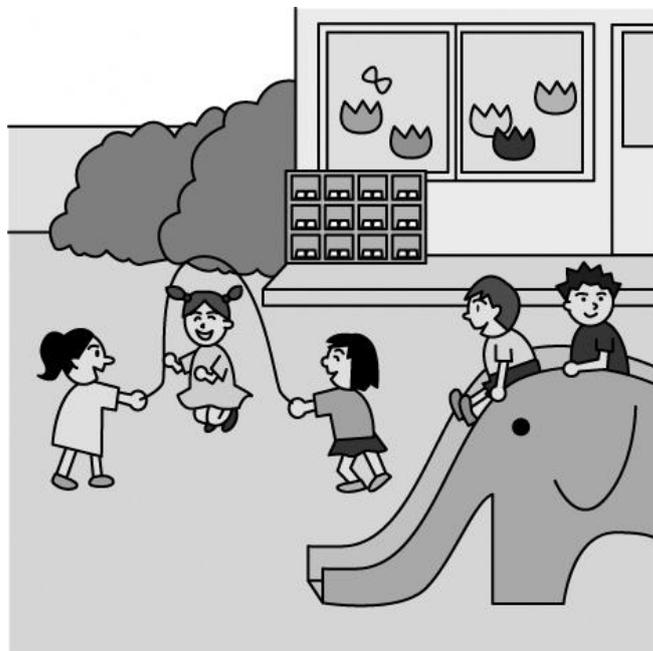
第4編

第1期鳴門市障害児福祉計画

第1章 計画の目的と期間

障がい児への福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法・児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を図るため、第1期鳴門市障害児福祉計画（以下、「第1期障害児計画」と言います。）を策定します。

計画期間は、平成30～32年度の3年間とします。



第2章 第4期鳴門市障害福祉計画活動指標の達成状況

第4期計画で障がい児支援について設定した活動指標の達成状況は、以下のとおりです。（平成29年度実績は、9月末の実績です。なお、実績／見込み量については、実績が9月末までのため記載していません。）

児童発達支援、放課後等デイサービスは、利用者数、利用延日数ともに増加し、見込みを超える実績となっています。

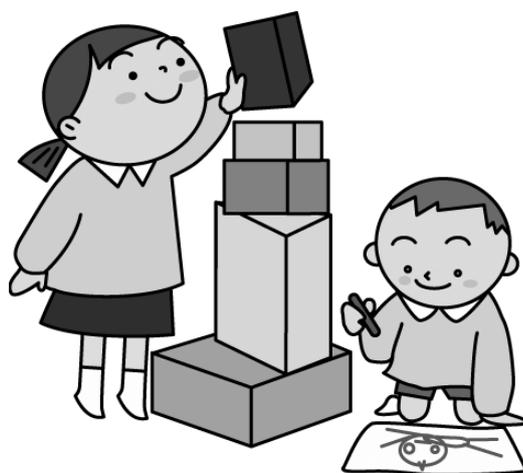
保育所等訪問支援は、利用者数、利用延日数ともに増加傾向で推移していますが、利用者数は計画で見込んだ以上に伸びているのに対し、利用延日数は伸びていない状況です。

障害児相談支援の利用者数は、見込みを上回る実績で推移しています。

活動指標の達成状況（年間）

サービス名	項目	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
児童発達支援	利用者数	見込み量	86	86	84	89
		実績	77	96	104	102
		実績/見込み量	90%	112%	124%	-
	利用延日数	見込み量	4,094	4,094	3,998	4,236
		実績	3,870	4,742	5,679	3,303
		実績/見込み量	95%	116%	142%	-
放課後等デイサービス	利用者数	見込み量	73	89	109	123
		実績	75	82	105	118
		実績/見込み量	103%	92%	96%	-
	利用延日数	見込み量	6,293	7,672	9,396	10,603
		実績	7,432	10,701	11,947	6,776
		実績/見込み量	118%	139%	127%	-
保育所等訪問支援	利用者数	見込み量	18	21	24	27
		実績	20	32	32	27
		実績/見込み量	111%	152%	133%	-
	利用延日数	見込み量	72	84	96	108
		実績	34	60	55	41
		実績/見込み量	47%	71%	57%	-

サービス名	項目		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障害児相談支援	利用者数	見込み量	149	165	183	202
		実績	152	170	201	131
		実績/見込み量	102%	103%	110%	-



第3章 基本目標

第1期障害児計画においては、「鳴門市障害者計画」の基本理念や施策推進の基本方針との調和に配慮しつつ、以下の2つの基本目標を掲げ、障がい児の健やかな育成をめざします。

1 専門性の高い療育の促進、支援体制の整備

子どもの障がいや発達支援の必要性について保護者の「気づき」の段階から、専門的な支援へつながるよう、保健、医療、保育、教育など関係機関の連携により、一人ひとりの子どもに応じた専門性の高い療育を促進します。

学校教育及び卒業後を見据えた就労関係機関や障害福祉サービス事業所との連携を強化し、障がい児とその保護者に対する支援体制の構築を図ります。

さらに、重度の身体障がい及び重度の知的障がいがある「重症心身障がい児」や、酸素吸入やたん吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的ケアを必要とする「医療的ケア児」など、重度の障がいのある児童が地域で健やかに成長できるよう、医療機関からの退院促進や早期療育を促進します。

2 家族支援の強化と地域社会への参加、包容の推進

障がい児及び保護者が家庭や地域で安心して生活を送ることができるよう、情報提供及び相談支援の充実、保護者の介護負担の軽減を通して家族支援の強化を図ります。

また、障がい児が保育所等訪問支援をはじめとする障がい児支援を利用しながら、地域の保育や教育を受けることができ、障がいの有無に関わらずともに成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

第4章 成果目標

第1期障害児計画の計画終了年度である平成32年度に向けて、以下の成果目標を掲げその達成に向けた施策を推進します。

1 児童発達支援センターの設置

「児童発達支援センター」は、障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるように支援する施設であり、あわせて地域の障がい児やその家族への相談及び、障がい児を預かる施設への援助・助言などを行う障がい児支援の拠点施設です。

国は、平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保することを目標に掲げています。

平成29年度時点で市内にはありませんが、障がい保健福祉圏域には7か所あります。

本市は、障がい児支援の中核となる「児童発達支援センター」について平成30年度末までに1か所設置を目標とし、重層的な支援体制の整備に取り組みます。

2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

「保育所等訪問支援」は、障がい児が利用している保育所、幼稚園、学校などへ療育支援者が訪問し、障がい特性に応じた環境調整や関わり方、集団へのはたらきかけなど集団生活適応のための専門的支援を行う事業です。

国は、平成32年度末までに各市町村で提供体制を構築することを目標に掲げています。

市内には、平成29年度時点で実施事業所が1か所ありますが、「保育所等訪問支援」の実施は、障がい児が一般の子ども施策や教育の中で安心して過ごすことにより、障がいのある子もない子も地域でともに育つことにつながるため、関係機関との連携を支援し、既存事業所の定員増加や新規事業所の参入促進に努めます。

3 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保

「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所」について、国は、平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保することを目標に掲げています。

市内には、平成29年度時点で実施事業所はありませんが、障害保健福祉圏域には、11か所あり、児童発達支援、放課後等デイサービスの両方を実施している事業所が9

か所です。

重症心身障がい児への支援は専門性を必要とし、市内では具体的な想定がないことから、市単独設置は本計画では見込まないものとしますが、平成29年度現在、市内の5人の児童が圏域内の事業所を利用しており、支援の継続的な提供に向け、県と連携して既存事業所の定員増加や新規事業所の参入促進をめざします。

4 医療的ケア児支援の協議の場の設置

医療的ケア児については、出生体重1,000g未滿の超低出生体重児や先天性疾患のある場合、NICU（新生児集中治療室）などで医療が提供されますが、医療機関からの退院には保護者の負担軽減及び後方支援を担う地域医療の課題があり、地域生活を見据えた関係機関による協議が必要となります。

国は、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村に協議の場を設置することを目標に掲げています。

本市では、保護者の不安を軽減し身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための「医療的ケア児支援の協議の場」の設置について、平成30年度を目標とし、関係機関との連携を強化していきます。



第5章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

1 障害児福祉サービスについて

障がい児が健やかに成長できるよう、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービスを提供します。

ただし、障害者総合支援法によるサービスについては、第3編「第5期鳴門市障害福祉計画」に障がい児分を含んでいること、障害児入所支援については、県事業であることから、第1期障害児福祉計画では、障害児通所支援及び障害児相談支援に関する見込みと提供体制の確保について定めます。

2 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

(1) 障害児通所支援

[サービス内容]

障害児通所支援は、就学前児童を対象とした「児童発達支援」と就学児童を対象とした「放課後等デイサービス」に区分されます。児童発達支援には、肢体不自由の児童を対象とした「医療型児童発達支援」があり、平成30年度からは外出することが困難な重症心身障がい児などを対象とした「居宅訪問型児童発達支援」が制度化されます。

また、地域や教育施設での保育・教育を進めるため、療育の支援者が保育所や幼稚園などの障がい児が集団生活を営む施設に訪問し支援する「保育所等訪問支援」があります。

児童発達支援事業所は市内に5か所あり、いずれも放課後等デイサービス事業所を兼ねており、うち1か所の事業所は「保育所等訪問支援」も実施しています。このほか、市外の事業所も複数、利用されています。

なお、医療型児童発達支援については、医療型児童発達支援センターが県内に存在しないことから、平成29年度時点では事業は実施されていない状態です。

障害児通所支援の内容

サービス名	主な対象者	主なサービス内容
児童発達支援	身体、知的、精神、発達、その他障がいのある児童 ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師などにより療育の必要性が認められた児童も対象	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

サービス名	主な対象者	主なサービス内容
医療型児童発達支援	身体（肢体不自由）障がい児	児童発達支援及び治療を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児で、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児 ※生活介護を利用できる場合などを除き、満20歳まで継続可能	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。
保育所等訪問支援	保育所など集団生活を営む施設に通う障がい児、発達障がい児、その他「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断した児童	障がい児が集団生活を営む施設へ訪問し、集団生活への適応のため、障がい児本人及び訪問先施設のスタッフに専門的な支援を行います。 ※訪問先は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校など

児童発達支援、放課後等デイサービスの事業量見込み（1月当たりの利用）

サービス名	項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用実人数	109	112	115
	利用延日数	496	510	524
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数	2	2	2
	利用延日数	10	10	10
放課後等デイサービス	利用実人数	127	129	131
	利用延日数	1,205	1,224	1,243

保育所等訪問支援の事業量見込み（年間）

項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用実人数	38	41	44
利用延日数	66	71	76

〔提供体制の確保策〕

障害児通所支援は、子どもの療育・リハビリテーション、保護者の学びや育児・介護の休息のために重要であり、個々の発達状況や障がい特性に応じたきめ細やかな支援を必要とすることから、さらなる専門性の向上に向けて研修会の開催などに取り組みます。また、障がい児支援の基本的事項や専門性の確保などを定めた「放課後等デイサービスガイドライン」の利用促進を通して、各事業所の安定的な運営と支援の維持・向上を図ります。

保育所等訪問支援については、訪問支援への理解を深めるため児童の利用する保育・教育機関へはたらきかけ、療育と保育・教育の一層の連携を図り、保育所等訪問支援の強化を通して、保育、教育など、それぞれの育ちの場で障がいのある子もいない子もともに育つ地域社会への参加・包容の推進に努めます。

（２）障害児相談支援

〔サービス内容〕

障害児相談支援は、児童の心身や生活の状況、保護者の意向などを考慮して障害児支援利用計画を作成し、関係者との連絡調整を行いながら障害児通所支援の利用への援助を行います。障がいの疑いのある段階から継続的な支援を行い、関係者をつなぐ中心的な役割を担っています。

障害児相談支援の事業量見込み（１月当たりの利用）

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数	19	20	20

〔提供体制の確保策〕

障害児通所支援のほか、各種障害福祉サービスなど、さらにわかりやすい制度の周知に努めます。

各相談先における相談の充実のため、「鳴門市地域自立支援協議会」において、相談事例の共有など障がい児支援に関する取り組みを強化するとともに、保育・教育機関、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所などと連携し、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

また、県などと連携しながら、相談支援専門員の育成に努めます。

第5編
計画推進に向けて

第1章 計画の推進

1 円滑なサービスの実施

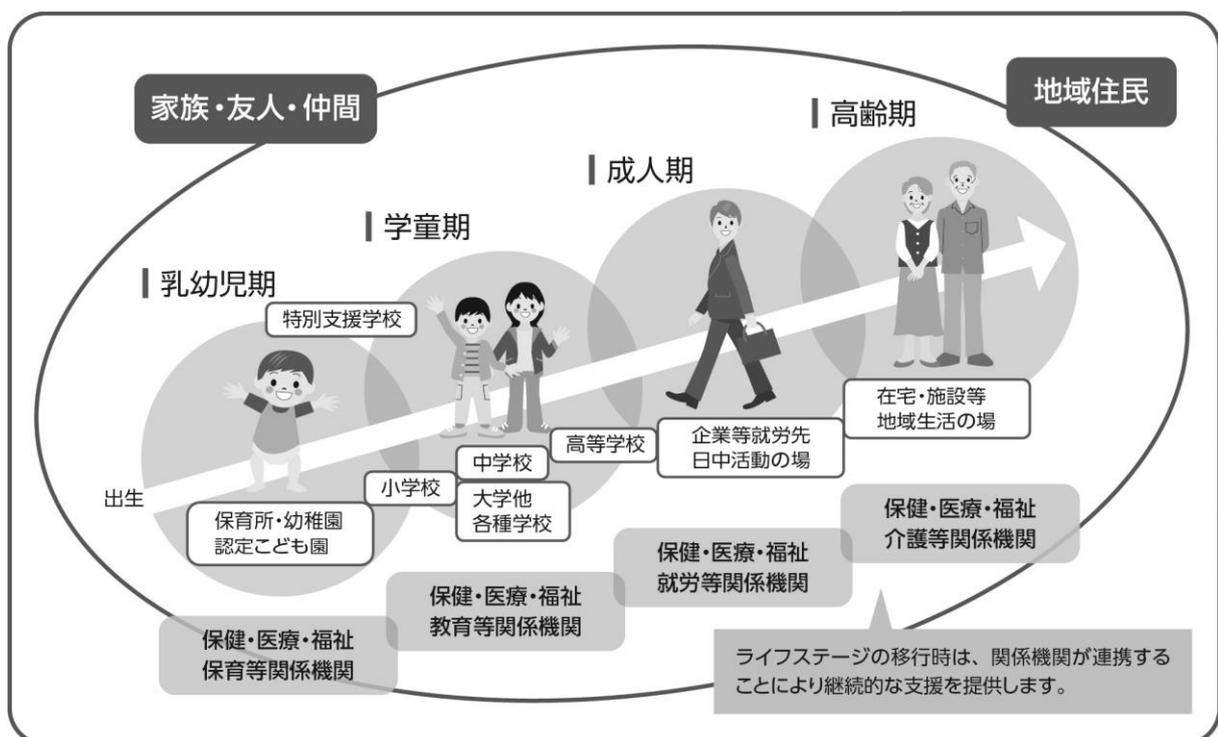
障害福祉サービス等の制度について、様々な媒体や機会を活用し、市民へ周知するとともに、民生委員・児童委員、ボランティア団体など地域の支援者と連携し、円滑なサービス利用につながるよう取り組みます。

県や近隣市町、関係機関と連携し、保健・医療・福祉など障がい者支援に関わる各種資格者や専門従事者の計画的な養成と確保に努めます。また、福祉サービス事業所や保育・教育・就労機関など分野や組織を超えた合同研修会を通して、連携することにより、事業の円滑な実施を促進します。

2 施策推進のための体制強化

保健、教育、高齢福祉部門など庁内関係部署と横断的な連携のもと、計画を推進します。また、各ライフステージに応じた関係機関をはじめ、民生委員・児童委員、各種団体等地域の支援者とともに乳幼児期から高齢期に至るまで継続的な支援が提供できるよう連携体制の強化に努めます。

障がい児・障がい者への支援の輪



障がい者支援に関する地域課題の検討や地域ネットワークの構築を図る鳴門市地域自立支援協議会について、児童支援・権利擁護に特化した専門部会の新設など協議体制の一層の充実を図ります。

さらに、障がい者施策は障害福祉サービスの利用や特別支援学校への通学など、広域で充実させていくことが重要であることから、県や近隣の自立支援協議会とも連携しながら取り組みます。

鳴門市地域自立支援協議会の構成

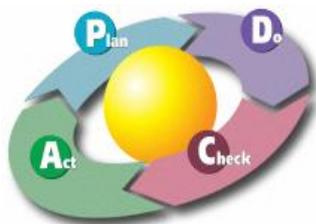
	内 容
個別支援会議	支援課題を有する個別事例についての本人・家族・関係者間協議
サービス調整会議	支援事例の共有及び地域課題について協議する実務担当者会議
就労支援部会	就労支援に関する課題に対して関係者が協議する専門部会
地域移行支援部会	地域移行支援に関する課題に対して関係者が協議する専門部会
児童支援部会(仮称)	児童の育ちを支援する課題に対して関係者が協議する専門部会
権利擁護部会(仮称)	権利擁護に関して関係者が協議する専門部会
課題検討会議	関係者の協議を必要とする個別事例について課題解決に向けた会議
運営会議	サービス調整会議、部会活動など協議会全体の運営に関する会議
自立支援協議会	サービス調整会議、専門部会などから得られた地域課題について、関係機関代表者が地域の支援体制の整備について協議する全体会議

第2章 計画の適切な評価・見直し

障害福祉計画・障害児福祉計画は、関係者が目標を共有し、その達成に向けて連携しながら、着実に取り組みを進めていくことが重要です。

そのため、各計画は PDCA サイクルに基づき進行管理に努め、鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会や鳴門市地域自立支援協議会等で、計画の進捗状況の報告及び評価を行い、随時、施策の見直しに努めていきます。

PDCAサイクル



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動など見直しを行う

參考資料

計画策定の経過

1 福祉に関する市民アンケート調査

- (1) 実施目的 障がい者等の生活状況及び障害福祉サービス等に関する意見、要望等を把握するとともに、市民の障がい者への理解や福祉のまちづくりに関する意見を把握する。
- (2) 実施日 平成 28 年 12 月
- (3) 実施方法 障がい者、障害児通所支援受給者含む市民 3,000 名を対象に郵送により実施。

2 障害福祉サービス事業所ヒアリング、団体グループインタビュー

- (1) 実施目的 障害福祉事業者及び障がい者団体の取り組み方針や課題、障がい福祉施策への要望等を把握する。
- (2) 実施日 平成 29 年 5 月 31 日～6 月 2 日
- (3) 実施方法 ①事業所ヒアリング 8 事業所
②障がい者団体グループインタビュー 4 団体

3 障害福祉サービス事業者アンケート

- (1) 実施目的 市内の障害福祉サービス事業所を中心にサービスごとの利用者数、今後のサービス提供予定、サービス実施上の課題などを把握する。
- (2) 実施日 平成 29 年 5 月 31 日～6 月 9 日
- (3) 実施方法 30 事業所を対象に、郵送により実施。

4 鳴門市障害者計画に係る庁内取り組み状況調査

- (1) 実施目的 現行の鳴門市障害者計画における関係部署の取り組み状況及び次期計画期間の想定施策内容について把握する。
- (2) 実施日 平成 29 年 8 月 4 日～8 月 18 日、9 月 4 日～9 月 5 日

5 鳴門市地域自立支援協議会より「障害福祉に関する計画策定に向けた提言書」受理 平成 29 年 10 月 2 日

6 パブリックコメント

- (1) 実施目的 市政への市民参画を推進するために、計画策定段階において、広く市民等の意見を募集する。
- (2) 実施日 平成 30 年 1 月 5 日～2 月 5 日

7 鳴門市障害者計画、鳴門市障害福祉計画及び鳴門市障害児福祉計画策定・評価委員会

- 第 1 回 平成 29 年 7 月 31 日
- 第 2 回 平成 29 年 10 月 27 日
- 第 3 回 平成 29 年 11 月 28 日
- 第 4 回 平成 30 年 3 月 12 日

鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）第11条の規定に基づき、鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、審議に係る最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉事務所社会福祉課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

策定・評価委員会委員名簿

鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定・評価委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	所属・役職	氏名	備考
学識経験者	徳島文理大学教授	島 治伸	委員長
社会福祉関係者	社会福祉法人 鳴門市社会福祉協議会会長	多智花 亨	副委員長
	鳴門市民生委員児童委員協議会会長	松本 久和子	
	社会福祉法人 桜里音福祉会 認定こども園さら園長	木内 ちずる	
医療機関関係者	鳴門市医師会理事	今井 幸三	
当事者団体	鳴門市身体障害者連合会会長	吉田 繁子 (山口 勝實)	
	うず潮身体障がい者会会長	喜羽 勝二	
	鳴門市手をつなぐ育成会副会長	玉関 文代	
福祉施設関係者	特定非営利活動法人 ぼてとくらぶ理事長	都築 一雄	
	社会福祉法人 しあわせの里福祉会理事長	手塚 任	
	医療法人敬愛会 生活訓練・宿泊型自立訓練施設なぎさ管理者	森本 一樹	
	きりん教室なると管理者	椎野 栄	
雇用促進関係者	障害者就業・生活支援センターわーくわく支援員	三並 竜人	
	特定非営利活動法人 JCI テレワーカーズネットワーク理事長	猪子 和幸	
	鳴門公共職業安定所雇用指導官	武市 直子	
教育関係者	徳島県立板野支援学校進路指導課長	葉坂 佳彦	
福祉行政関係者	徳島保健所 こころの健康担当課長	唐谷 和子	
公募市民		大西 浩司	
		中村 武司	

()は所属団体の役員改選により交代した前任者

提 言 書

平成29年10月2日

鳴門市障害者計画、障害福祉計画及び
障害児福祉計画策定・評価委員会
委員長 島 治伸 様

鳴門市地域自立支援協議会
会長 上岡 義典

障害福祉に関する計画策定に向けた提言について

鳴門市地域自立支援協議会は、障がいのある人が暮らしやすい地域をめざし、障がい者支援に関する情報共有や関係機関の連携強化、地域課題に関する支援体制の整備に向け協議を行っています。

この度、障害福祉に関する計画策定に向け、当協議会より以下のとおり鳴門市の課題を提言致します。

・障がい児支援の充実が必要です。

障害児通所支援を利用する全ての保護者が相談支援を受けていますが、子どもの発育・発達に関するアンケート調査の結果、保護者の7割が「相談・情報提供の充実」を希望しています。

乳幼児期から一貫した支援が提供されるよう、保育・教育等関係機関との連携を図り、障がい特性に応じたきめ細かな相談対応、療育支援を行う必要があります。

また、保護者のレスパイト支援、障がいの早期発見・早期支援のため母子保健施策や放課後対応等、一般の子育て支援施策との密接な連携が必要です。

- **医療的ケアの必要な障がい児（者）の支援を計画的に進めることが必要です。**

吸引、胃ろう等医療的ケアに対応可能な短期入所、訪問看護や居宅介護事業所等地域資源の不足により、保護者の身体的、経済的負担は大きい現状にあります。

障がいの程度に関わらず地域で安心して生活できるよう、地域での受け入れ体制の整備及び医療機関に入院している医療的ケアを必要とする重症児の円滑な地域への移行のための仕組みづくりや、早期療育の促進、人材育成等、総合的な支援施策の計画的推進により家族の介護負担の軽減等が必要です。

- **就労移行、就労後の定着に向けた支援体制の強化が必要です。**

就労について、多くの障がい者が職場での障がいの理解を希望しています。円滑な就労移行及び就労を継続するため、障がい者のみならず雇用者の不安解消のための関係機関との連携強化等、支援体制の構築による障がい理解、就労環境の整備が必要です。

さらに、地域住民の理解を深める取り組みを通して、働く障がい者を地域で支える環境づくりも必要です。

- **地域移行に関する支援の充実が必要です。**

施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行を促進する地域移行及び地域定着の取り組みが十分に進んでいません。

医療の進歩、障害福祉サービス等地域支援の充実により、精神障がい者の地域生活は可能となってきましたが、65歳以上の長期入院者の増加や死亡による退院の増加等、多くの障がい者が患者として病院生活を送る社会的入院は解消されていません。

官民協働による医療保護入院者の早期退院の仕組みづくり、グループホームから公営住宅や一般住宅への移行への取り組み等、多職種連携を通して地域移行に取り組む関係機関の拡大に努めることが必要です。

- **地域生活への移行等に対応した生活拠点の整備が必要です。**

在宅障がい者の親元からの自立や施設入所等から地域生活への移行を推進するため、特別支援学校卒業生等の居住の場となるグループホーム、短期入所及び日中活動系サービスが不足しています。

多様な障がい特性に対応できるグループホームの整備の促進、短期入所の利便性向上による緊急時の受け入れ、体験の機会・場等、地域生活の拠点確保に向けた取り組みが必要です。

- **権利擁護に関する積極的な取り組みが必要です。**

金銭管理や判断能力の不十分さからトラブルが生じたり、介護者の障がい理解の不足や介護負担等により虐待行為を受ける場合があります。

様々な障がい特性にあわせ、障がい者及び家族の意思を的確に把握し、適切な情報提供、意思決定支援、介護負担軽減に努めることが重要です。

権利擁護について、多職種による協議の場や連携の強化、また、虐待等における緊急時の一時保護体制の整備に向けた仕組みづくりが必要です。

- **相談支援体制の充実が必要です。**

障がい者（児）の地域生活を支えるためには、多様化するニーズに応じた切れ目のない相談支援体制が重要です。

各種制度のより分かりやすい情報提供とともに、発達障がい、難病等あらゆる対象者への相談支援、虐待防止や権利擁護、地域移行等に対応するため、相談支援事業者の運営基盤の強化、人材の確保、資質の向上が必要です。

さらに、保健・医療・教育・就労・高齢者福祉等、多岐にわたる関係機関との連携等、相談支援体制の充実が必要です。

- **障がい者理解の促進が必要です。**

福祉に関するアンケート調査の結果、障がい者の「差別を感じる」「職場での障がい者理解が重要」という回答及び「障がいに対する知識を学びたい」「障がい者への対応や理解が不十分」という市民の回答が半数以上を占めていることから、障がい者理解の更なる促進が必要です。

また、障害者差別解消法の周知をはじめ市民の障がいに対する理解を深めるため、継続的な理解促進・啓発事業の実施等、共生社会の実現に向けた取り組みの推進が重要です。

鳴門市障害者計画・第5期鳴門市障害福祉計画・第1期鳴門市障害児福祉計画
平成30年3月

- 発行 : 徳島県鳴門市
- 編集 : 徳島県鳴門市健康福祉部社会福祉課
〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170
TEL : 088-684-1145 FAX : 088-684-1337
Eメール : shakaifukushi@city.naruto.i-tokushima.jp